

平成30年3月

東京都子供・子育て 支援総合計画

(中間見直し版)(概要版)



目 次

計画の策定に当たって.....	1
計画の基本的な考え方.....	4
計画の「理念」・「目標」・「視点」.....	5
施策体系一覧.....	6
目標1 地域における妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援の仕組みづくり.....	7
目標2 乳幼児期における教育・保育の充実.....	13
目標3 子供の成長段階に応じた支援の充実.....	19
目標4 特に支援を必要とする子供や家庭への支援の充実.....	24
目標5 次代を担う子供たちを健やかに育む基盤の整備.....	32
子供・子育て支援を担う人材の確保・資質の向上.....	39
目標を掲げている取組 一覧表.....	45

計画の策定に当たって

1 計画策定の趣旨

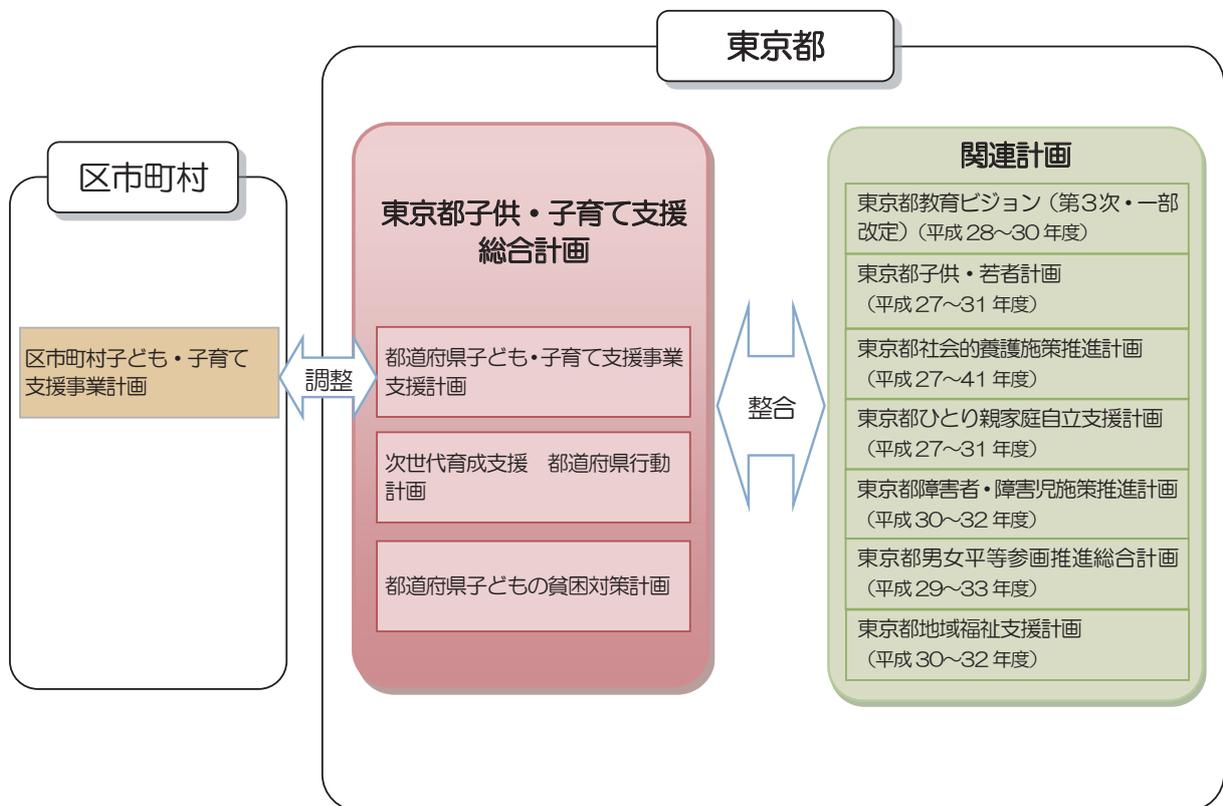
- 家庭や地域の子育て力の低下に対応し、次世代を担う子供を育成する家庭を社会全体で支援する観点から、平成15年7月に「次世代育成支援対策推進法」（以下「次世代法」という。）が制定され、地方公共団体及び企業において10年間の集中的・計画的な取組を推進することとされました。
- 都は、これを踏まえ、平成17年4月に前期5年分の実施計画として、認証保育所や子供家庭支援センターなど都独自の取組も盛り込んだ「次世代育成支援東京都行動計画（前期）」（計画期間：平成17年度～平成21年度）を策定し、次代を担う子供たちが健やかに生まれ、育成される社会の形成に向けて、各種施策を推進してきました。
- 平成22年4月には、後期5年分の実施計画として、「次世代育成支援東京都行動計画（後期）」（計画期間：平成22年度～平成26年度）を策定し、待機児童の解消や子育てと仕事を両立できる雇用環境の整備などの実現に取り組んできました。
- この間も、我が国では、少子化が進行し、平成17年には死亡数が出生数を初めて上回りました。子育てに不安や孤立感を感じる家庭が少なくないこと、都市部を中心に保育所の待機児童問題が深刻化していること、仕事と子育てを両立できる環境の整備が必ずしも十分でないことなど、子供や子育てをめぐる状況は厳しく、国や地域を挙げて子供や家庭を支援する新しい支え合いの仕組みを構築していくことが求められています。
- こうしたことから、平成24年8月に、子ども・子育て支援法をはじめとする「子ども・子育て関連3法」が成立し、平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」がスタートしました。新制度では、一人ひとりの子供が健やかに成長することができる社会を目指して、幼児期における質の高い学校教育・保育の総合的な提供や、待機児童の解消、地域での子供・子育て支援の充実を図ることとされました。
- また、次世代法も改正され、都道府県行動計画の策定は任意化されましたが、引き続き、職場や地域において子育てしやすい環境を整備するため、法の有効期限が平成36年度末まで10年間延長されました。
- 平成26年1月に、子供の将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子供が健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子供の貧困対策を総合的に推進することを目的として、「子

どもの貧困対策の推進に関する法律」(以下「子どもの貧困対策法」という。)が施行されました。

- 平成26年7月には、子ども・子育て支援法第60条第1項の規定に基づき、「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」(以下「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」という。)が告示されました。
- 子ども・子育て支援法に基づく基本指針では、子供・子育て支援の意義、教育・保育を提供する体制の確保及び地域子ども・子育て支援事業の実施に関する基本的事項、子ども・子育て支援事業計画の作成に関する事項等が示され、「子ども・子育て支援事業計画の達成状況の点検及び評価」の中で、「計画期間の中間年を目安として、必要な場合には、計画の見直しを行うこと」と規定されました。
- こうした状況や、これまでの都の取組の成果を踏まえ、子供を安心して産み育てられ、次代を担う子供たちが生まれ育った環境に左右されず、健やかに成長できる社会の形成を目指し、子ども・子育て支援法及び次世代法に基づき、子供の貧困対策も包含する計画として、平成26年度末に「東京都子供・子育て支援総合計画」(以下「本計画」という。)を策定しました。
- 今回(平成29年度)の中間見直しでは、本計画策定以降に生じた国の状況などを踏まえ、区市町村の教育・保育の量の見込みと確保方策及び東京都の目標数値を更新しています。また、子どもの貧困対策法に基づく計画としての位置づけを明確にしています。

2 計画の性格

- 本計画は、東京都における子供・子育てに関する総合計画として、子ども・子育て支援法第62条に基づく都道府県子ども・子育て支援事業支援計画と次世代法第9条に基づく都道府県行動計画、子どもの貧困対策法第9条に基づく都道府県子どもの貧困対策計画とを併せて一体的に策定するものです。
- また、本計画は、関連する東京都の他の計画と整合を図るとともに、区市町村子ども・子育て支援事業計画とも調整の上、策定しています。



3 計画期間

- 本計画の期間は、平成27年度から平成31年度までの5年間とします。
- 各施策の成果や子育て家庭のニーズ及び社会状況の変化、区市町村子ども・子育て支援事業計画の見直し状況等を踏まえ、計画期間の中間年である平成29年度に計画の見直しを行いました。

計画の基本的な考え方

- 核家族化の進行や地域のつながりの希薄化等により、地域や家庭の子育て力が低下しています。身近に相談できる相手がいないなど、いわゆる「育児の孤立化」が進んでいることや、子育ての知恵や経験が伝承されにくくなった結果、子育てに不安を抱える家庭が増加していることも指摘されています。また、保育所に子供を預けたいと希望しながら入れず、待機児童となっていることや、仕事と子育てを両立できる環境の整備が必ずしも十分でないこと等から、子供がほしいという希望が叶えにくくなっています。
- こうした状況の中、我が国では少子化が急速に進行しています。現在までのところ、東京都においては、転入人口超過により年少人口も増加していますが、合計特殊出生率は、平成17年に1.00と過去最低を記録し、本計画策定直前の平成26年は1.15、平成28年には1.24となり、徐々に増加傾向にあるものの、一貫して全国最低の水準です。また、未婚率や母親の初産年齢は全国で最も高くなっています。
- 結婚や出産は、一人ひとりの価値観や人生観に深く関わるものであり、社会が強制すべきことではありませんが、いかなる時代、どのような社会状況にあっても、すべての子供たちの育ちを支え未来を守っていくこと、安心して子供を産み育てることができる環境を整備していくことは、行政はもとより、都民、企業など社会全体が連携して取り組んでいくべき課題です。
- とりわけ、乳幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う上で、重要な時期であり、基礎自治体である区市町村において、妊娠期からの切れ目ない支援や、質の高い教育・保育を提供できる体制を整備することが必要です。
- 都は、広域自治体として、子供・子育て支援を担う人材の確保や特に支援を必要とする子供や家庭への支援を進めていく必要があります。また、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、子供・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働しながら、それぞれの役割を果たせるよう働きかけていくことも重要です。
- こうした考え方に立って、都は子ども・子育て支援法に基づく基本指針及び次世代法に基づく行動計画策定指針を踏まえて、平成27年3月に本計画を策定し、子供・子育て支援の多様な取組を推進してきました。
- 平成30年3月の中間見直しでは、これまでの施策の成果や社会状況の変化を踏まえ、「子どもの貧困対策法」に基づく計画としての位置付けを明確化したほか、当初計画策定以降に創設した事業の追加や、保育サービスの整備目標などを更新しています。

計画の「理念」・「目標」・「視点」

本計画は、子ども・子育て支援法に基づく都道府県子ども・子育て支援事業支援計画と、次世代法に基づく都道府県行動計画、子どもの貧困対策法に基づく都道府県子どもの貧困対策計画とを併せて策定する計画です。従来、保育サービスや各種の子供・子育て支援事業の推進について次世代法が果たしてきた役割や機能は、子ども・子育て支援法に引き継がれましたが、職場や地域における取組を促進する次世代法と2つの法律が相まって、より手厚い対策が推進されています。

そこで、本計画は、次世代育成支援東京都行動計画（後期）における理念、目標、施策推進の視点を基本的に引き継いだ上で、これまでの取組をより発展させていく観点から見直しを行い、「3つの理念」、「5つの目標」、「5つの視点」を設定します。

3つの理念

< 基本理念 >

- ① すべての子供たちが個性や創造力を伸ばし、社会の一員として自立する環境を整備・充実する。
- ② 安心して子供を産み育て、子育ての喜びを実感できる社会を実現する。
- ③ 社会全体で、子供と子育て家庭を支援する。

5つの目標

< 基本理念の実現に向け取り組む方向性を明らかにする目標 >

- ① 地域における妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援の仕組みづくり
- ② 乳幼児期における教育・保育の充実
- ③ 子供の成長段階に応じた支援の充実
- ④ 特に支援を必要とする子供や家庭への支援の充実
- ⑤ 次代を担う子供たちを健やかに育む基盤の整備

5つの視点

< 計画の推進に当たって留意すべき視点 >

- ① 「すべての子育て家庭」への支援の視点
- ② 家庭を「一体的に」捉える視点
- ③ 子供と子育て家庭の立場からの視点
- ④ 大都市東京のニーズと特性を踏まえた視点
- ⑤ 広域的な自治体の役割からの視点

東京都子供・子育て支援総合計画 施策体系 一覧

【目標1】

地域における妊娠・出産・子育ての
切れ目ない支援の仕組みづくり

- 1 妊娠・出産に関する支援の推進
- 2 安心できる小児・母子医療体制の整備
- 3 子育て家庭を地域で支える仕組みの充実
- 4 子供の健康の確保・増進

【目標2】

乳幼児期における教育・保育の充実

- 1 就学前教育の充実
- 2 保育サービスの充実
- 3 認定こども園の充実
- 4 就学前教育と小学校教育との連携

【目標3】

子供の成長段階に応じた支援の充実

- 1 子供の生きる力を育む環境の整備
- 2 次代を担う人づくりの推進
- 3 放課後の居場所づくり

【目標4】

特に支援を必要とする
子供や家庭への支援の充実

- 1 子供の貧困対策の推進
- 2 児童虐待の未然防止と対応力の強化
- 3 社会的養護体制の充実
- 4 ひとり親家庭の自立支援の推進
- 5 障害児施策の充実
- 6 慢性的な疾病を抱える児童等の自立支援

【目標5】

次代を担う子供たちを
健やかに育む基盤の整備

- 1 家庭生活と仕事との両立の実現
- 2 子供を犯罪等の被害から守るための
活動の推進
- 3 子供の安全を確保するための取組の推進
- 4 良質な住宅と居住環境の確保
- 5 安心して外出できる環境の整備

目標1 地域における妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援の仕組みづくり

核家族化の進行や地域のつながりの希薄化などにより、周囲に相談相手がいない、必要な情報が得にくいなど、妊娠・出産・子育てに関して不安を抱える妊婦や保護者が増えています。サービスや情報提供を充実するとともに、ワンストップで支援につなげる体制整備など、妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援の仕組みを整えていきます。

【1 妊娠・出産に関する支援の推進】

- 若い世代が妊娠・出産に関する正しい知識を持ち、将来のライフプランを描けるよう普及啓発を行うとともに、女性の心身の健康等の相談に対応します。
- 妊婦に対して早期の医療機関受診と妊娠の届け出及び定期的な妊婦健康診査の受診を促すための普及啓発を行うとともに、悩みを抱える妊婦等の相談に対応します。
- 母子の健康を守るため、妊娠期の健康や子育て、事故防止等に関する情報発信を行うとともに、子供の健康や小児救急の相談に対応します。
- 妊娠期から子育て期にわたって、きめ細かな支援が切れ目なく行えるよう、母子保健部門と子育て支援部門等が連携して専門職による継続的な状況把握や支援を実施する区市町村を支援します。
- 産後間もない産婦の健康診査や、退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行う産後ケアを行う区市町村を支援します。
- 保険診療が適用されない特定不妊治療の費用の一部を助成するとともに、早期に検査を受け、必要に応じて適切な治療を開始できるよう、不妊検査及び一般不妊治療費の一部を助成します。

【2 安心できる小児・母子医療体制の整備】

- 東京都こども救命センターの運営をはじめとし、小児の救急医療体制を確保するとともに、周産期母子医療センターの整備やNICU*の確保、母体救命対応総合周産期母子医療センターの運営など、ハイリスク妊婦や高度医療が必要な新生児等に対応する体制を整備します。

【3 子育て家庭を地域で支える仕組みの充実】

- 区市町村が、子育て支援施策の実施主体として、子供家庭支援センターを中心に、様々な相談支援やサービス提供の充実を図るとともに、地域のネットワーク強化を図ることができるよう支援します。
- また、要保護児童等の支援について、行政機関や、学校・医療機関等地域の関係機関が一堂に会して支援体制の整備や個別の支援方法等を検討する場である要保護児童対策地域協議会が、居住実態の把握できない児童等への対応や関係機関間の隙間のない支援のために効果的に活用されるよう、調整機関である子供家庭支援センターの調整機能を強化します。

- 子育てひろばが、親子にとって気軽に出かけられ相談できる場としての役割を担いつつ、在宅で子育てをしている親子の孤立化を防ぎ、子育てに対する不安を身近な地域で解消できる機能も果たせるよう、地域支援や利用者支援を行う子育てひろばの拡充を図ります。
- 乳児家庭全戸訪問事業等の訪問支援や、ショートステイ事業等の一時的な預かりなどの様々な子育て支援策について、区市町村が、子育て家庭のニーズを踏まえて適切なサービスにつなげられるよう、体制整備を促進するとともに、何らかの支援が必要な子供や保護者を早期に発見し、虐待を未然に防止できるよう、人材育成の面でも支援していきます。
- 利用者支援については、保護者が適切に子育て支援策に結びつくよう、子育て家庭の多様なニーズを把握し、子供・子育て支援に関する情報を公開するなど透明性を確保しつつ、関係機関調整等を行う区市町村を支援します。

【4 子供の健康の確保・増進】

- アレルギー疾患のある子供やその保護者が、正しい知識を持って適切な日常生活を送ることのできるよう普及啓発を行うとともに、学校や保育所等における事故予防や、緊急時に適切に対応ができるための人材育成を支援します。
- 子供たちが食に関する判断力を養い、健全な食生活を身に付けられるよう、食育の推進を図っていきます。

*NICU：新生児集中治療管理室（Neonatal Intensive Care Unit）。新生児の治療に必要な保育器、人工呼吸器等を備え、24時間体制で集中治療が必要な新生児のための集中治療室



目標 1 【1 妊娠・出産に関する支援の推進】

妊娠・出産に関して普及啓発や情報提供、相談対応等を行うとともに、妊娠期からの切れ目ない支援を行う区市町村を支援します。

ライフステージに応じて施策を展開

	妊娠前	妊娠期	子育て期
課題	妊娠・出産に関する知識不足		
	晩婚化の進行による初産年齢の上昇		
主な取組	核家族化や地域の繋がりの希薄化による、育児の孤立化		
	<p>■妊娠適齢期等に関する普及啓発 若い世代の男女を対象に、妊娠適齢期や不妊に関する知識の普及啓発を行う。</p>	<p>■妊娠相談ほっとライン 妊娠・出産に関する様々な悩みについて、看護師等の専門職が電話やメールでの相談に対応し、適切な支援につなげる。</p>	<p>■「子供の健康相談室」(小児救急相談(#8000)) 子供の健康や救急に関する相談に対し、看護師や保健師(必要に応じて小児科医師)が対応する。</p>
	<p>■女性のための健康ホットライン 女性の心身の健康に関する悩みに看護師等の専門職が電話とメールで相談に対応する。</p>		
	<p>■不妊・不育ホットライン 経験のあるピアカウンセラーが不妊・不育に関する悩みについて、電話で相談に対応する。</p>	<p>■TOKYO子育て情報サービス 妊娠や子育て、子供の事故防止等に関する情報をインターネットや電話(自動音声)により提供する。</p>	
	<p>■出産・子育て応援事業(ゆりかご・とうきょう事業) 全ての妊婦を対象に専門職が面接を行い、心身の状態や家庭の状況を把握し、ニーズに応じた支援を妊娠期から子育て期にわたり切れ目なく行う区市町村の取組を支援する。</p>		
	<p>■不妊検査・不妊治療費助成 早期に検査を受け、必要な治療を開始できるよう、不妊検査及び一般不妊治療の費用の一部を助成する。 特定不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、高額な特定不妊治療(体外受精・顕微授精)の費用の一部を助成するとともに、男性不妊治療の費用の一部を助成する。</p>	<p>■妊婦健診受診促進事業 妊婦に対して、早期の医療機関受診と妊娠の届出、妊婦健康診査の定期的な受診を促すための普及啓発を行う。</p>	<p>■産婦健康診査支援事業 産後うつ等の予防や新生児の虐待予防等を図る観点から、産後間もない産婦の健康診査を実施する区市町村の取組を支援する。</p>
	<p>■産後ケア支援事業 産後に安心して子育てができるよう、退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行う産後ケア事業を実施する区市町村の取組を支援する。</p>		
	<p>■在宅子育てサポート事業 保育サービスを利用していない1歳未満の子供を持つ家庭に対し、家事支援サービスの利用支援を行うことで保護者の負担を軽減し、在宅で子育てをする家庭を支援する。</p>		

目標1 【2 安心できる小児・母子医療体制の整備】

限られた医療資源を最大限に活用しながら小児・周産期医療体制を確保します。

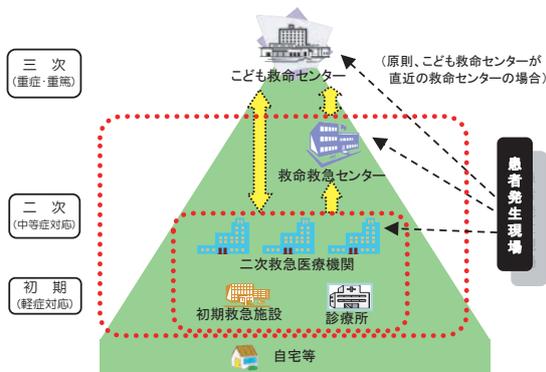
小児救急医療体制の確保

○ 東京都こども救命センターの運営

- ◆ 他の医療機関では救命治療の継続が困難な小児重篤患者の受入要請があった場合に、患者を必ず受け入れ、迅速かつ適切な救命治療を行う施設を都内4か所に指定
- ◆ 救命治療の他に、小児医療連携の拠点として、日頃から連携する医療機関等と積極的に情報共有するほか、円滑な連携体制の維持・促進に努めるとともに、小児臨床教育の拠点機能として、地域の医療機関をサポートする臨床教育・研修等を実施

○ 小児救急医療体制の確保

- ◆ 小児の初期救急から三次救急までの救急医療を整備し、安心できる小児救急医療体制を確保



周産期医療体制の確保

○ NICUを340床確保

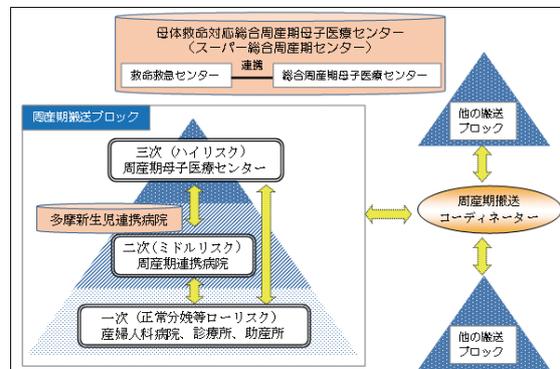
- ◆ ハイリスク妊産婦や高度医療が必要な新生児等に対する医療を提供する周産期母子医療センターを整備するとともに、増加傾向にある低出生体重児の医療に対応するため、平成35年度末まで都全域でNICUを340床確保

○ 母体救命対応総合周産期母子医療センターの整備

- ◆ 緊急に母体救命処置が必要な妊産褥婦を必ず受け入れる「母体救命対応総合周産期母子医療センター」を指定

○ 周産期医療ネットワークグループの構築

- ◆ 一次から三次までの医療機関の機能分担と相互の連携により、身近な地域でリスクに応じた周産期医療が提供される体制を構築



医師確保対策の推進

○ 医師の勤務環境改善や復職支援

○ 医師奨学金の貸与

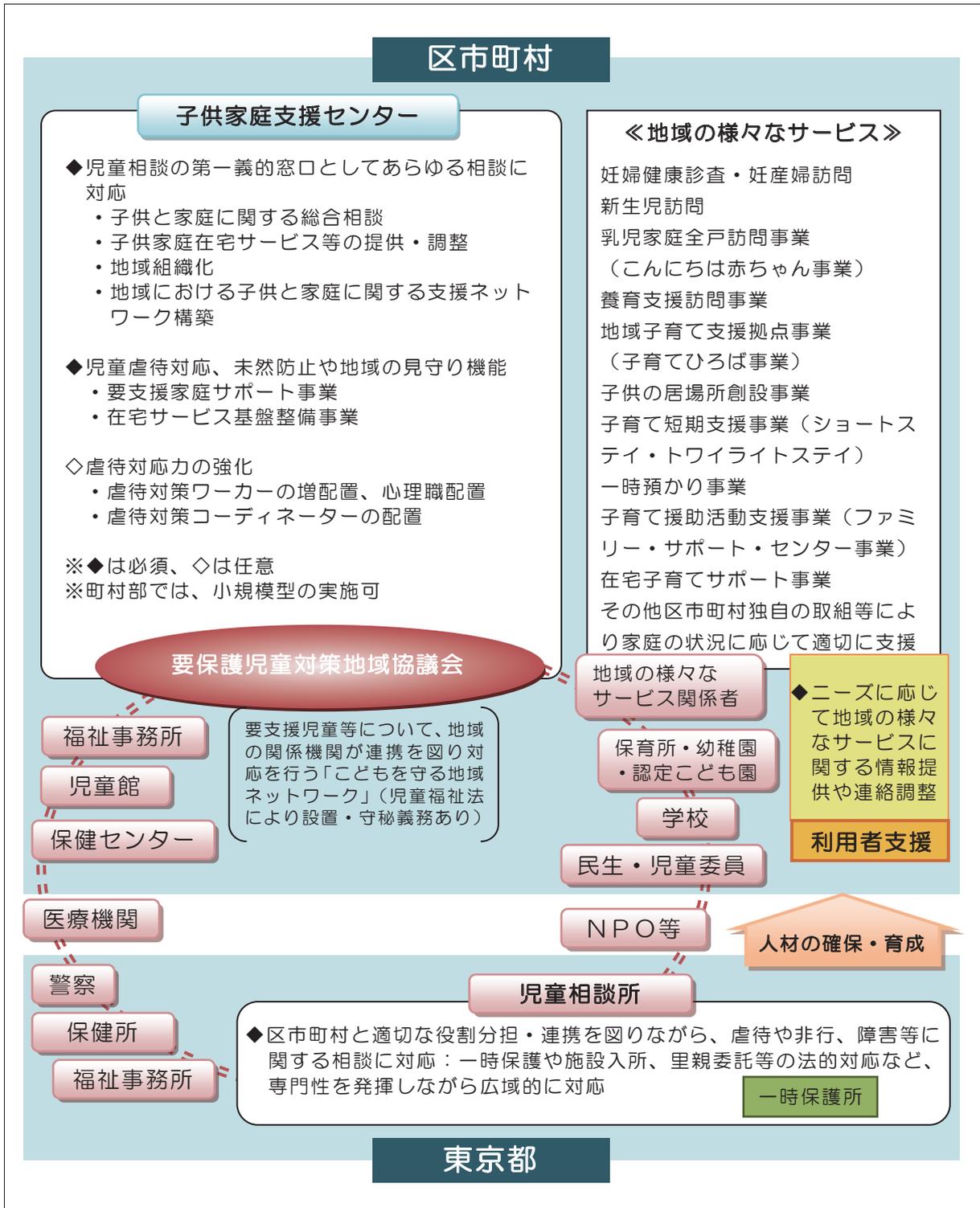
- ◆ 小児、周産期医療等に従事する医師を確保するため、これら医療に従事する意志のある学生を対象に奨学金を貸与

○ 小児救急医療を担う人材の育成

- ◆ 都内の救急医療機関に勤務する小児科医等を対象に、小児救急医療に関する専門的な研修を実施

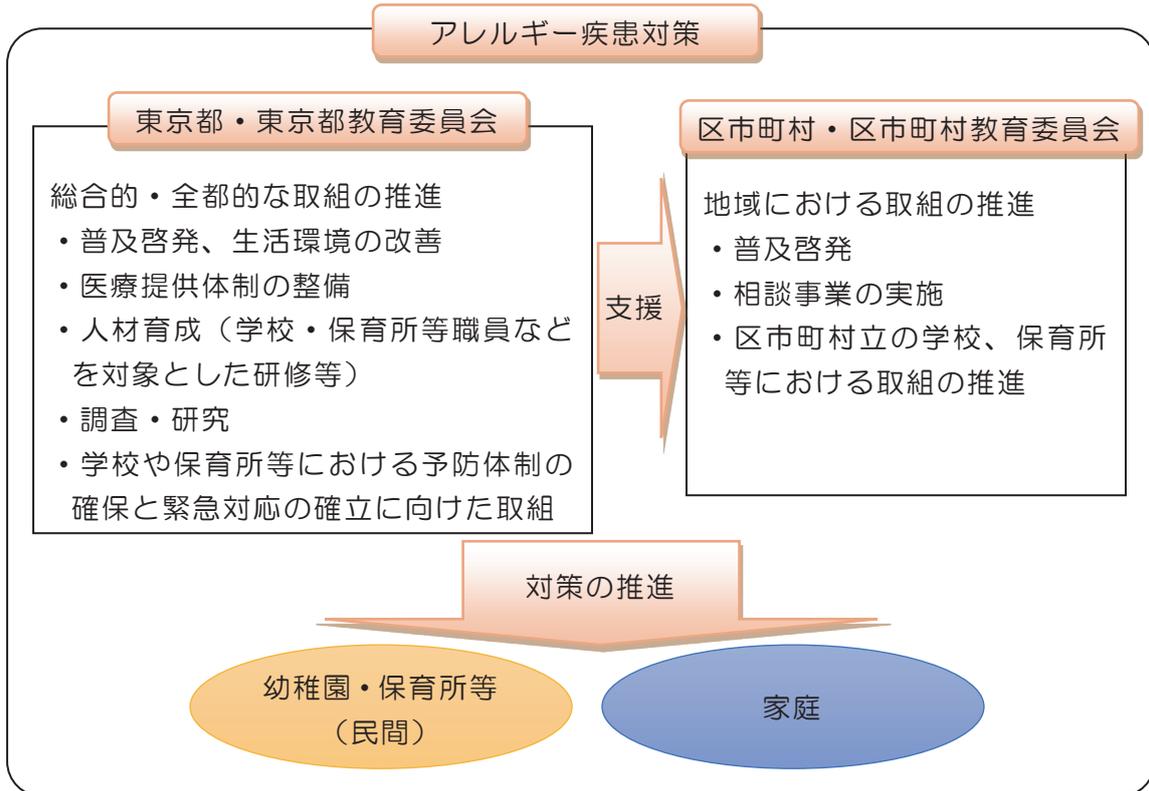
目標1 【3 子育て家庭を地域で支える仕組みの充実】

すべての子育て家庭が、状況に応じて適切な支援を受けられるよう、妊娠期からのサービスの拡充と切れ目ない支援体制の構築を進める区市町村を支援するとともに、それを支える人材の育成を図ります。



目標1 【4 子供の健康の確保・増進】

アレルギー疾患の予防や対策を進めるとともに、生涯にわたる健康づくりのため、健全な食生活が身につくよう支援します。



食を通じた子供の健全育成

広域的な普及啓発	○ 「東京都幼児向け食事バランスガイド」の普及
区市町村における取組の支援	○ 親子食育教室等の開催を支援 ○ 区市町村との連絡会議を開催し、食を通じた子供の健全育成のための推進方策を検討するとともに、情報交換等を実施
家庭、学校、地域の連携	○ 学校は栄養教諭の活用や食育推進チームの編成、食育リーダーの選任などの校内指導体制の整備を行い、学校全体で食育を推進 ○ 学校は区市町村教育委員会や生産者等と連携して、地場産物や生産体験等を活用した食に関する指導を行うとともに、家庭や地域に対し食に関する情報を発信

目標2 乳幼児期における教育・保育の充実

乳幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる極めて重要な時期であり、質の高い教育・保育が求められています。

多様化するニーズに対応するとともに、質の高い教育・保育が確保されるよう、必要な支援を行います。

【1 就学前教育^{※1}の充実】

- 乳幼児期からの子供の教育支援を地域に定着させる取組等を推進します。
- 乳幼児期の発達や学びの連続性を踏まえた教育内容や方法を具体的に示した「就学前教育カリキュラム改訂版」等指導資料の普及・啓発を図り、区市町村や学校法人等と連携して、都内の幼稚園、保育施設及び認定こども園における質の高い就学前教育を推進します。
- 都内の3歳から5歳までの就学前児童の約5割が幼稚園に就園し、うち私立幼稚園に在園する園児の割合は約9割を占めています。建学の精神に基づく様々な特色ある教育活動を行っており、量・質ともに重要な役割を担う私立幼稚園に対し、教育条件の維持向上等を目的とした支援をはじめ、預かり保育に対する支援、保護者の経済的負担の軽減を目的とした支援を行います。

【2 保育サービスの充実】

(量の拡充)

- 平成31年度末までの待機児童解消に向け、地域の実情に応じて様々な保育サービスを組み合わせ、拡充を進める区市町村や事業者を支援していきます。【中間見直しにおいて更新】

〈保育サービスの整備目標〉 各年4月1日現在の対前年の利用児童増加数

平成28(2016)年	平成29(2017)年	平成30(2018)年	平成31(2019)年	平成32(2020)年
(14,192人)	(16,003人)	18,000人	21,000人	21,000人

〈必要となる保育士数〉 30,000人

(多様なニーズへの対応)

- 都市化の進展や核家族化、ライフスタイルや就労形態の多様化に対応するため、延長保育や夜間保育、病児保育など、ニーズに応じた様々な保育サービスを提供する区市町村や事業者を支援していきます。

(質の確保及び向上)

- 子供のより良い育ちに資するため、保護者に対する支援や、良質な保育環境の提供が必要です。
- そのため、特に配慮が必要な子供の保育に対する支援や、第三者評価の受審促進、区市町村と連携した効果的な指導監督を行います。また、保護者支援や配慮が必要な子供への保育力の強化など、保育従事者の資質の向上に必要な研修を受講できる環境を整えます。

- 子供の安全を守るため、保育事業者に対し、事故防止の徹底と事故発生時の速やかな報告を求めるとともに、区市町村とも連携しながら事故防止に取り組んでいきます。

【3 認定こども園の充実】

- 区市町村における設置計画を基本とした目標設置数を設定し、区市町村が地域の実情に応じて認定こども園を設置する取組を支援します。

〈認定こども園の目標設置数〉 各年4月1日

平成30 (2018) 年	平成31 (2019) 年
139か所	154か所

【4 就学前教育と小学校教育との円滑な接続】

- 幼児が生きる力^{*2}の基礎を身に付け、小学校入学後の学習や集団生活に適應できるよう、「就学前教育カリキュラム改訂版」及び「就学前教育プログラム」の活用を促進するとともに、保育者や小学校教員を対象とした研修会等を開催するなど、区市町村や学校法人等と連携して就学前教育と小学校教育との円滑な接続を図っていきます。

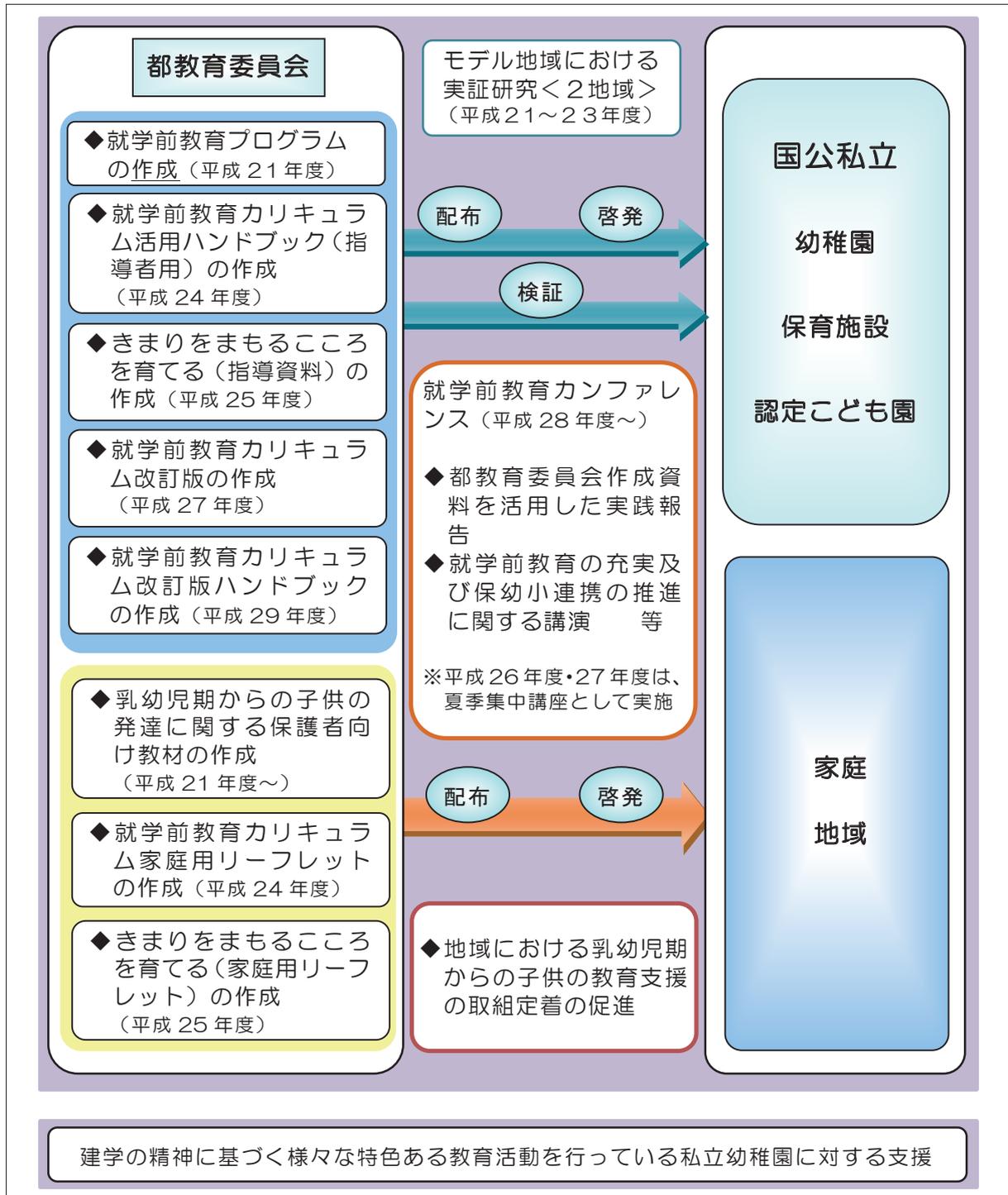
*1 就学前教育：幼稚園、保育施設及び認定こども園における小学校就学前の子供に対する教育。本計画においては、乳幼児期における家庭教育を包含

*2 生きる力：変化の激しいこれからの社会を生きる子供たちに身に付けさせたい、「確かな学力」、「豊かな人間性」、「健康と体力」の3つの要素からなる力



目標2 【1 就学前教育の充実】

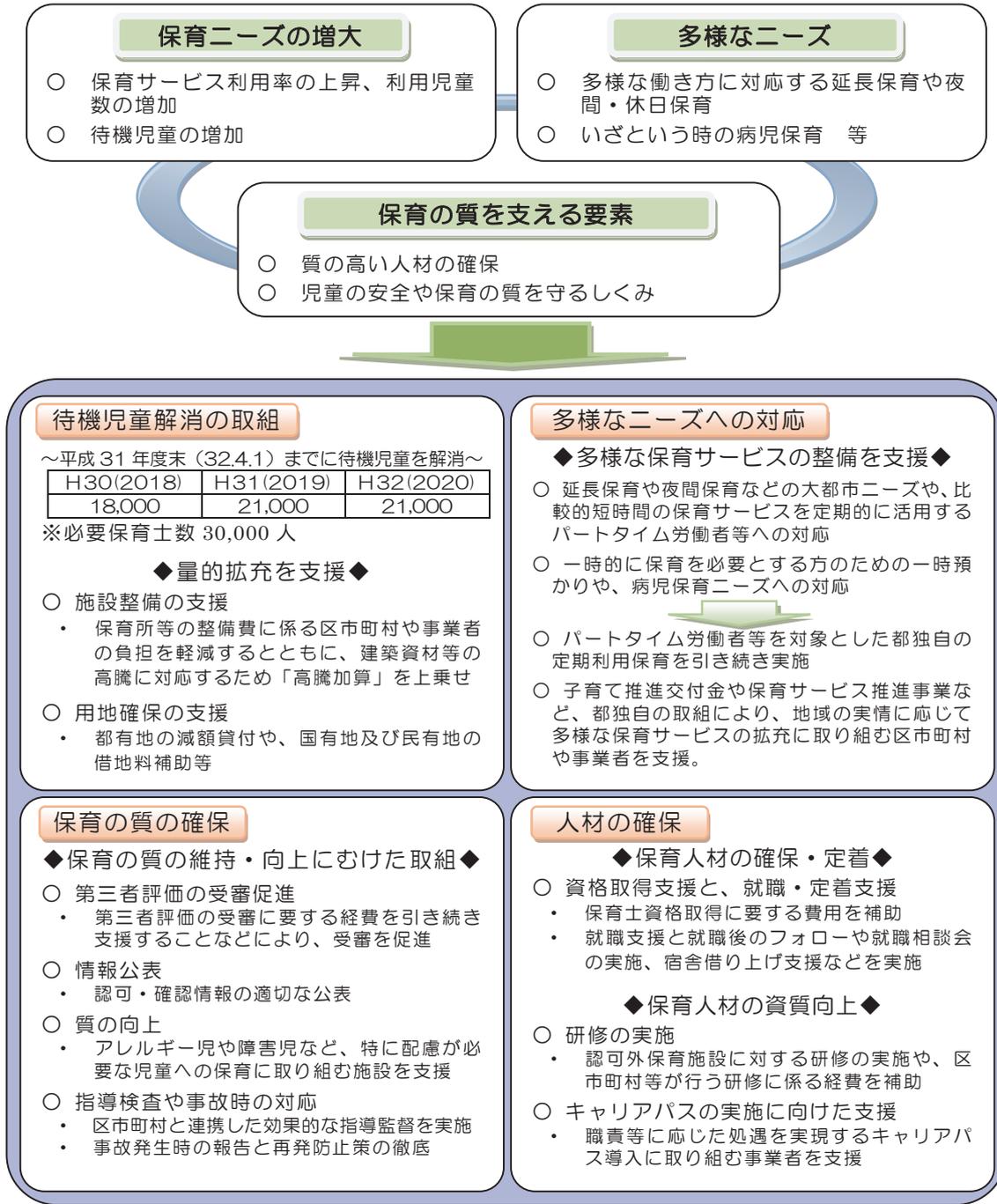
乳幼児期からの子供の教育支援を地域に定着する取組や、幼稚園、保育施設及び認定こども園における質の高い就学前教育を推進します。



目標2 【2 保育サービスの充実】

誰もが必要な保育サービスを利用できるよう、多様な保育ニーズに対応する質の確保された保育サービスの拡充を促進します。

〈保育ニーズの状況〉



目標2 【3 認定こども園の充実】

都は、新制度の実施主体である区市町村が、地域の実情に応じて認定こども園を含む教育・保育施設の整備に取り組めるように支援を行っていきます。

認定こども園の特徴

幼児教育・保育の一体的提供

一つの施設が幼稚園機能と保育所機能を有しているため、保護者の就労状況が変化しても、引き続き同一施設の利用が可能

地域における子育て支援機能

すべての子育て家庭を対象に、育児相談や、一時預かりなど、子育て支援を実施

認定こども園の整備

開設準備費補助

国の補助制度に加えて、国の補助制度の対象にならない地方裁量型認定こども園等についても、都独自に施設整備費補助を実施

移行施設の取扱い

保育所や幼稚園が認定こども園への移行を希望する場合には、計画数にかかわらず、基準を満たしていれば原則認可・認定

〈区市町村における設置計画を基本とした目標設置数（各年4月1日）〉

	平成30(2018)年	平成31(2019)年
幼保連携型	46か所	60か所
幼稚園型	42か所	42か所
保育所型	43か所	44か所
地方裁量型	8か所	8か所
合計	139か所	154か所

保育教諭

確保

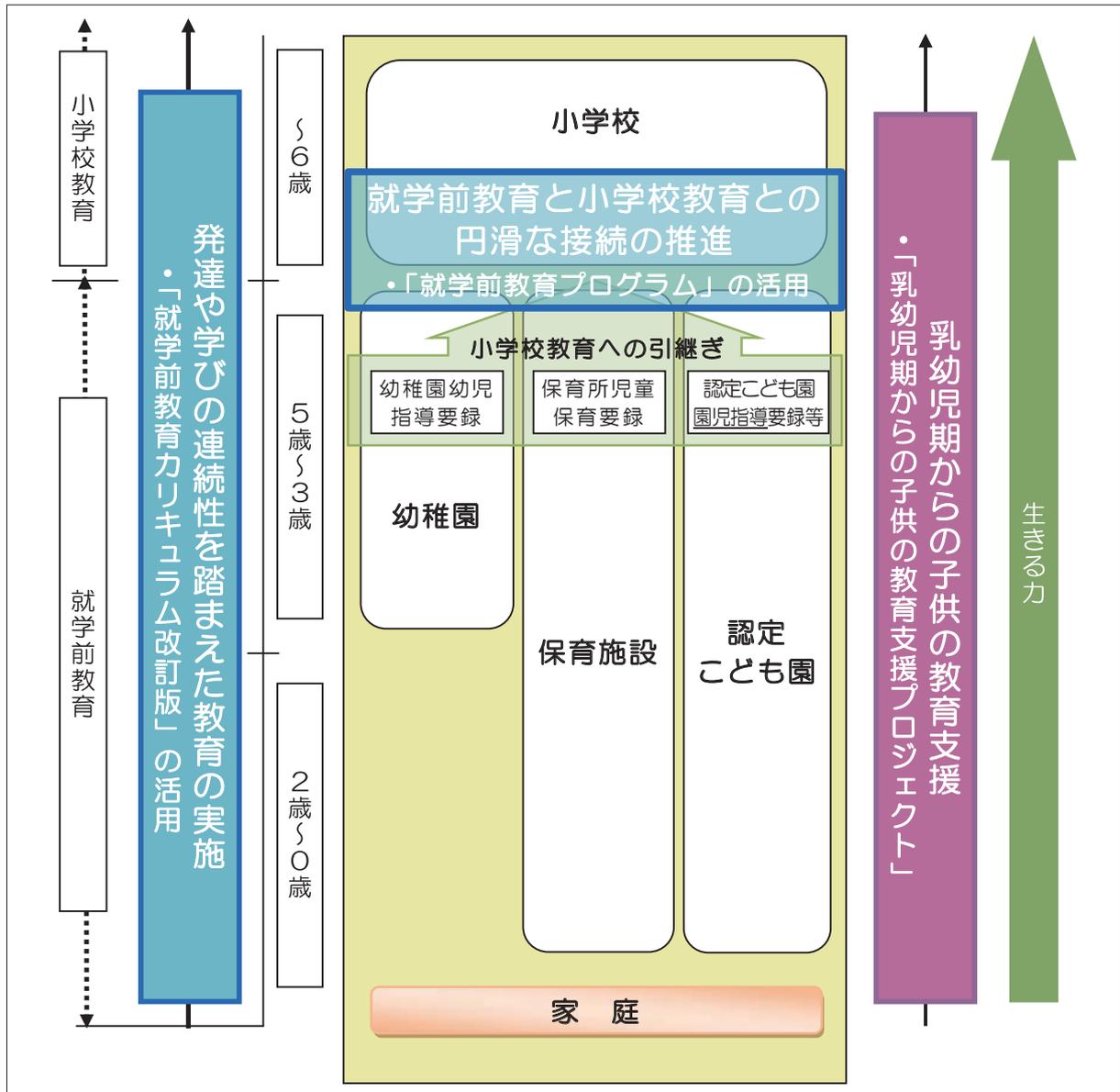
幼保連携型認定こども園は、幼稚園教諭免許と保育士資格を併有する保育教諭が教育・保育を提供する。そこで、「幼稚園教諭免許や保育士資格の取得特例制度」を活用した資格取得を支援する区市町村への補助の実施などにより、保育教諭の確保等を図っていく。

資質の向上

質の高い幼児教育・保育を提供するため、幼稚園教諭と保育士が共に学ぶ講座や研修等の機会を、区市町村や教育・保育施設の設置者等と連携しながら推進する。

目標 2 【4 就学前教育と小学校教育との連携】

「就学前教育カリキュラム改訂版」及び「就学前教育プログラム」を活用する等就学前教育と小学校教育との円滑な接続を図っていきます。



目標3 子供の成長段階に応じた支援の充実

次代を担う子供たちが、自ら学び考え行動する力や、社会の発展に主体的に貢献する力を身に付けるとともに、社会の一員としての自覚を持ち、自立に向けた準備を整えられる仕組みづくりや、実際に自立するための支援を進めます。また、放課後等に地域で子供が安全に過ごすことのできる場の確保に取り組みます。

【1 子供の生きる力^{*}を育む環境の整備】

- 都独自の学力調査や授業改善の一層の推進により、基礎的・基本的な事項の確実な定着や思考力・表現力等の育成を図るとともに、「習熟度別指導ガイドライン」に沿って、児童・生徒一人ひとりの学力向上を図っていきます。
- 「アクティブプラン to 2020 総合的な子供の基礎体力向上方策（第3次推進計画）」に基づく児童・生徒の一層の体力向上を推進します。
- 都独自の道徳教育教材集の活用等により道徳授業地区公開講座の改善・充実を図り、学校と家庭・地域が連携した道徳教育の取組を一層推進します。
- いじめ問題の解決に向けて、学校全体で組織的に対応するとともに、家庭、地域住民、関係者等と連携し、取組を確実に実施します。
- 区市町村や関係機関等と連携し、児童・生徒を取り巻く様々な問題について、スクールソーシャルワーカーの活用などによる対策を推進します。
- 使える英語力、豊かな国際感覚、日本人としての自覚や誇りをもち、国際社会で活躍するグローバル人材を育成するための教育環境を整備していきます。
- 私立学校に在学する児童・生徒数は、高校では約6割、幼稚園や専修学校では9割以上を占めており、私立学校は都の公教育の重要な役割を担っています。建学の精神に基づく特色ある教育活動を実践する私立学校に対し、教育条件の維持向上や保護者の経済的負担の軽減等を目的とした様々な支援を行います。

【2 次代を担う人づくりの推進】

- ひきこもり、非行等の困難を抱える若者をはじめ、若者全般の社会的自立に向けて、関係機関の連携強化を図り、切れ目のない支援をします。
- 未来を担う子供や青少年が東京の芸術文化を享受し、創造的な才能を育成できるよう支援します。
- 低所得世帯の子供への学習支援を行い、家庭の状況にかかわらず本人の希望が尊重され、能力・適性に応じた進路選択の機会を確保できるよう支援します。
- 子供たちが自らの将来像を具体的に描き実現していけるよう、勤労観や職業観を育成する取組を推進していきます。
- 不登校や高校中途退学に関し、実態を把握し、区市町村や関係機関等との連携による未然防止と子供の社会的自立に向けた取組を推進していきます。
- 若年フリーター等向けにカウンセリングや各種セミナー、能力開発、職業紹介などの就業支援を実施することにより、正規雇用化を促進します。

【3 放課後の居場所づくり】

- 学童クラブについて、区市町村が利用者のニーズを的確に把握し、新基準を踏まえつつ、子供たちの放課後の居場所を確保し、いわゆる待機児童を解消できるよう支援します。また、放課後児童支援員の適切な配置に向け、研修を実施します。
- 放課後子供教室を全小学校区で実施するとともに、教室運営の従事者について、研修等により資質の向上を図ります。
- 子供が気軽に立ち寄ることができ、食事の提供や学習支援等を行う居場所（拠点）を設置し、地域全体で気になる家庭等への見守りを行う体制を整備する区市町村を支援します。
- 子供食堂の安定的な実施環境を整備することにより、地域に根差した子供食堂の活動を支援します。

*生きる力：「目標2 乳幼児期における教育・保育の充実」参照

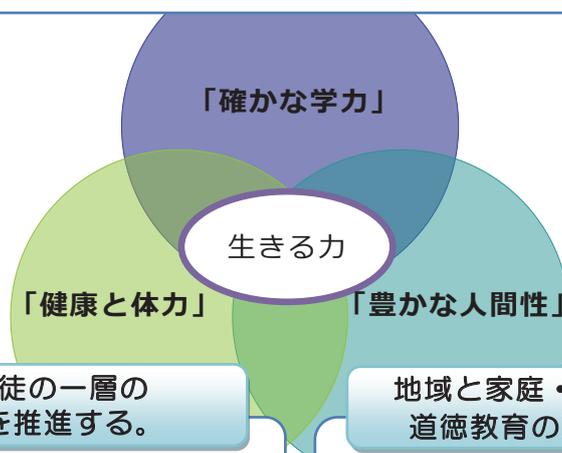


目標3 【1 子供の生きる力を育む環境の整備】

変化の激しいこれからの社会を生きる子供たちに求められるものは、「確かな学力」・「豊かな人間性」・「健康と体力」の3つの要素からなる「生きる力」であり、その育成のための環境を整えていきます。

児童・生徒一人ひとりの学力向上を図る。

- 都独自の学力調査の結果を踏まえた授業改善や習熟度別指導ガイドラインに沿った効果的な指導を推進する。
- 理数教育の推進により科学技術分野への関心を高め、学力の向上を図る。



児童・生徒の一層の体力向上を推進する。

- 東京都統一体力テストの全校実施、体力向上や健康教育の研究指定校における実践研究、中学校「東京駅伝」大会の開催等により、体力向上を図る。
- スポーツを楽しむ地域の環境を整備する。

地域と家庭・学校が連携した道徳教育の取組を推進する。

- 東京都道徳教育教材集等の活用及び道徳授業地区公開講座の充実・推進
- 伝統文化や自然体験等により親子の触れ合いを促進する。
- 奉仕体験の実施により規範意識や公共心を身に付ける。

〈2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催に向けての取組〉

東京2020大会を、子供たちの人生にとってまたとない重要な機会と捉え、東京都の児童・生徒の良いところを更に伸ばし、弱みを克服するための取組を確実に推進し、国際社会に貢献し、東京、そして日本の更なる発展の担い手となる人材を育成するため、東京都オリンピック・パラリンピック教育を推進する。

教育環境の整備

- 外国人英語指導者等の配置
- TOKYO GLOBAL GATEWAYの設置

- いじめ総合対策
- いじめ相談ホットライン

- スクールカウンセラーの活用
- スクールソーシャルワーカーの活用
- アドバイザリースタッフの派遣

- 学校と家庭の連携推進

- ICT環境の整備

- 私立学校への助成

目標3 【2 次代を担う人づくりの推進】

次代を担う子供たちが、社会の一員としての自覚を持ち、自立に向けた準備を整えられる仕組みづくりや実際に自立するための支援を進めます。

■ 芸術・文化を通じた子供の育成

舞台芸術や伝統芸能等に触れ、体験することにより、子供たちの文化を生み出す心を育み、創造的な才能を育成します。

- ・子供向け舞台芸術参加・体験プログラム
- ・芸術文化を通じた子供たちの育成

■ ひきこもり・非行少年対策

ひきこもり、非行等の困難を抱える若者をはじめ、若者全般の社会的自立に向けて、関係機関の連携強化を図り、切れ目のない支援をします。

- ・ひきこもり等社会参加支援事業
- ・若者総合相談支援事業

■ 就労観・職業観の育成

高校生の勤労観・職業観を育成するために、関係機関との連携等によりインターンシップの充実・拡大を図ります。

- ・勤労観・職業観育成推進プラン

■ 若年者への就業支援

若年フリーター等向けにカウンセリングや各種セミナー、能力開発、職業紹介などの就業支援を実施することにより、正規雇用化を促進します。

- ・若年者の雇用就業支援事業
- ・若年者能力開発訓練

■ 不登校・中途退学対策

不登校や高校中途退学に関する調査・研究を実施し、区市町村や関係機関等との連携により未然防止策や子供の社会的自立に向けた取り組みを推進していきます。

- ・不登校・中途退学対策事業
- ・都立高校中途退学未然防止と中途退学者等への進路支援事業

■ 低所得者世帯への学習支援

低所得者世帯の子供への学習支援を行い、家庭の状況にかかわらず、能力・適性に応じた進路選択の機会を確保できるよう支援します。

- ・生活困窮者自立支援法に基づく子供の学習支援
- ・受験生チャレンジ支援貸付事業

次代を担う子供たちの社会的自立

目標3 【3 放課後の居場所づくり】

子供たちの放課後の安全・安心な居場所が確保できるよう、学童クラブ事業と放課後子供教室を確実に実施・運営する区市町村を支援するとともに、これを支える人材の育成を図ります。

学童クラブ

◆ 保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生に、授業終了後に遊び及び生活の場を与えて健全な育成を図る

◎ 平成31年度末までに登録児童数 19,000 人増【中間見直しにおいて更新】

《従うべき基準》

・放課後児童支援員を支援の単位ごとに2人以上配置（うち1人は補助員で代替可）

《参酌すべき基準》

・授業休業日は1日8時間以上・それ以外の日は1日3時間以上開所

・児童1人につき概ね1.65㎡以上確保

・ひとつの支援の単位を構成する児童の数は概ね40人以下

◆ 開所時間延長等のニーズに応えるため、都型学童クラブ事業を実施

放課後子供教室

◆ すべての子供を対象に、放課後や週末等に小学校等を活用して安全・安心な子供の居場所を設け、地域住民等の参画を得て、学習やスポーツ等の活動を行うことにより、地域社会で健やかに育まれる環境づくりを推進する

◎ 平成31年度までに全小学校区で実施

放課後子ども総合プラン

両事業を、一体的に
又は連携して実施

それぞれの事業に適切な人材の確保・育成を図るとともに、連携して事業に取り組めるよう、研修を実施

塾・習い事

スポーツクラブ

民間類似事業

ファミリーサポートセンター事業

親族宅

など他にも様々な居場所

- ・ 東京都放課後子供総合プランスタッフ等研修（両事業従事者を対象）の開催
- ・ 推進委員会において、両事業の連携方法等について検討

放課後児童支援員認定資格研修

◆ 放課後児童支援員として学童クラブに従事しようとする職員が、基本的な生活習慣の習得の援助、自立に向けた支援、家庭と連携した生活支援等に必要な知識・技術を習得し、有資格者となるために、都道府県が実施

人材の確保・育成

目標4 特に支援を必要とする子供や家庭への支援の充実

子供たちが生まれ育った環境に左右されず、健やかに成長できる社会を実現していく必要があります。

一方、子育て家庭や子供自身の抱える課題が多様化し、虐待を受けた子供や、様々な理由により親と暮らすことのできない子供が増えています。また、発達障害を含む障害のある子供への支援、慢性的な疾病を抱える子供への支援についても、ニーズに応じた適切な取組が求められています。

すべての子供が健やかに育つためには、地域社会が一体となって、貧困対策や、虐待の未然防止・早期発見や自立支援など、児童の状況に応じた切れ目のない総合的な取組を進める必要があります。

【1 子供の貧困対策の推進】

- 貧困の世代間連鎖を断ち切り、全ての子供が健やかに成長できるよう、関係各局で連携を強化し、教育支援、生活支援、保護者に対する就労支援、経済的支援の4分野の施策を充実していきます。
- 子供の貧困の実態把握や支援ニーズ等の調査、関係機関の連携強化や支援を必要とする家庭への周知強化など、子供の貧困対策の推進に取り組む区市町村を支援していきます。

【2 児童虐待の未然防止と対応力の強化】

- 区市町村の子育て支援機関、児童相談所等地域の関係機関の連携を強化し、虐待の未然防止から早期発見・対応、子供の保護・ケア、保護者支援、家族の再統合、アフターケアまでの切れ目のない支援が行われる体制を整備します。
- 子供家庭支援センターと児童相談所の児童虐待対応の連携について定めた「東京ルール」に基づく対応を徹底し、支援の隙間が生じないように、より一層の連携強化を図ります。
- 一時的な保護が必要な児童が増えていることから、引き続き、区市町村と十分な連携を図りつつ、一時保護需要を踏まえ、一時保護委託の活用も含めた必要な体制を整えます。
- 児童虐待への理解促進に向けた普及啓発を展開し、地域全体で子育てをしている親とその子供を温かく見守り、必要な時に手を差しのべるという機運を醸成するとともに、児童虐待を発見した際に関係機関に連絡する意識の啓発を行います。

【3 社会的養護体制の充実】

- 社会的養護を必要とする子供が、家庭的な雰囲気の中で地域との交流を持ちながら生活できるよう、家庭的養護や施設の小規模化を進めます。
- 虐待等により問題を抱える子供たちへの支援を充実させるため、施設の機能を強化するとともに、専門的な知識や技術を有する者によるケアや養育を行います。
- 社会的養護の下で生活する子供たちの権利を擁護するとともに、施設退所後の自立と地域での安定した生活を継続するために、入所中から退所後まで、一貫して支援していきます。

【4 ひとり親家庭の自立支援の推進】

- ひとり親家庭が抱える様々な課題に的確に対応し、より安定した就業と子供の健全な育成につなげるため、個別・継続的な就労支援の充実や、相談支援の質の向上、子供の学習支援を推進するなどにより、ひとり親家庭の地域での自立した生活を支援します。
- 母子家庭・父子家庭双方の特性やニーズに配慮しながら、必要なひとり親家庭に確実に支援が届くよう、関係機関の連携強化や施策の普及啓発に努めます。

【5 障害児施策の充実】

- 障害児及びその保護者が住み慣れた地域で安心して生活できるようにするため、様々な子供・子育て支援施策において障害児の受入れを進めるとともに、子供の成長段階や、障害特性等に応じた支援をしていきます。また、社会的自立を図ることのできる力や、地域の一員として生きていく力を培えるよう、一人ひとりのニーズに応じた特別支援教育を推進します。

【6 慢性的な疾病を抱える児童等の自立支援】

- 相談支援の充実や、自立支援員の配置等により、疾患を抱える児童の自立に向けた支援の充実を図ります。また、地域の関係機関とも連携し、対象者のニーズに応じた支援を実施していきます。



目標4 【1 子供の貧困対策の推進】

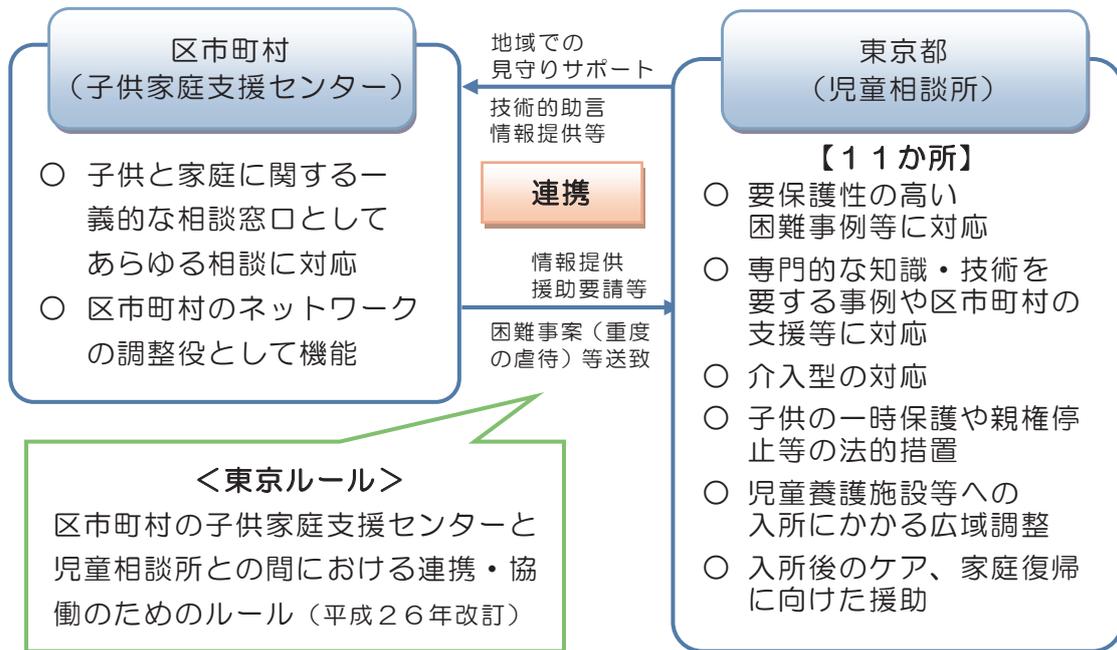
子供の将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、全ての
子供が健やかに成長できる社会の実現に向けて、福祉・教育・就労など様々な分野
の関係機関が連携し、子供の貧困対策を総合的に進めていきます。

子供の貧困に対する都の施策				
	教育支援	生活支援	保護者に対する就労支援	経済的支援
生活保護世帯	<ul style="list-style-type: none"> ・教育扶助（基準額、教材代、学習支援等） ・生業扶助（高等学校等就学費、技能修得費） ・子供の学習支援事業 ・教育支援資金の貸付（生活福祉資金制度） ・若年者に対する公共職業訓練等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ケースワーカーによる生活相談・援助 ・ひとり親世帯の親の高校就学支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・被保護者就労準備支援事業 ・就労支援員による就労支援 ・ハローワークと福祉事務所が一体となった就労支援 ・就労活動促進費の支給 ・就労自立給付金の支給 ・母子家庭の母等に対する職業訓練等 ・就職支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護法による各種扶助 ・生活福祉資金の貸付
・被保護者自立促進事業：就労支援、次世代育成支援（塾代・学習相談ボランティア派遣）等				
生活困窮者世帯	<ul style="list-style-type: none"> ・子供の学習支援事業（再掲） ・受験生チャレンジ支援貸付 ・教育費の負担軽減策 ・教育支援資金の貸付（生活福祉資金制度）（再掲） ・子供の居場所創設事業 ・子供サポート事業 ・立上げ支援事業 ・若年者に対する公共職業訓練等（再掲） ・校内寺子屋 ・地域未来塾 ・放課後子供教室 	<ul style="list-style-type: none"> ・自立相談支援事業 ・家計相談支援事業 ・子供の居場所創設事業（再掲） ・子供サポート事業 ・立上げ支援事業（再掲） ・子供食堂推進事業 ・フードパントリー設置事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・就労準備支援事業 ・ハローワークと福祉事務所が一体となった就労支援（再掲） ・母子家庭の母等に対する職業訓練等（再掲） ・就職支援（再掲） 	<ul style="list-style-type: none"> ・住居確保給付金の支給 ・生活福祉資金の貸付（再掲）
ひとり親世帯	<ul style="list-style-type: none"> ・ひとり親家庭等生活向上事業（子供の生活及び学習支援（塾及び家庭教師派遣）） ・母子・父子福祉資金による高校・大学等への修学資金貸付 	<ul style="list-style-type: none"> ・母子・父子自立支援員による相談・支援 ・ひとり親家庭等生活向上事業（相談支援、家計管理・生活支援講習会等） ・ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・母子家庭等就業・自立支援センター事業 ・高等職業訓練促進給付金等事業 ・高等職業訓練促進資金貸付事業 ・自立支援教育訓練給付金事業 ・母子・父子自立支援プログラム策定事業 ・高等学校卒業程度認定試験合格支援事業 ・母子家庭の母等に対する職業訓練等（再掲） 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童扶養手当の支給 ・児童育成手当の支給 ・母子・父子福祉資金の貸付 ・女性福祉資金の貸付 ・ひとり親家庭等医療費助成
で生活的養護の下生活する子供	<ul style="list-style-type: none"> ・児童養護施設における学習・進学支援等 ・自立生活スタート支援事業（就学支度資金貸付） 	<ul style="list-style-type: none"> ・自立支援強化事業 ・ジョブ・トレーニング事業 ・養育家庭等自立援助補助事業 ・児童養護施設退所者等の就業支援事業 ・児童養護施設退所者等に対するすまじ確保支援事業 ・専門機能強化型児童養護施設 ・乳児院の家庭養育推進事業 	/	<ul style="list-style-type: none"> ・自立生活スタート支援事業（技能習得資金貸付等） ・児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業（資格取得支援費等） ・自立援助促進事業
4分野における施策の調整・普及啓発		<ul style="list-style-type: none"> ・子供の貧困対策支援事業 ・子育てサポート情報普及推進事業 	※各支援及び対象世帯等に係る主な施策を掲載（一部、すべての世帯等を対象とした施策も含む）	

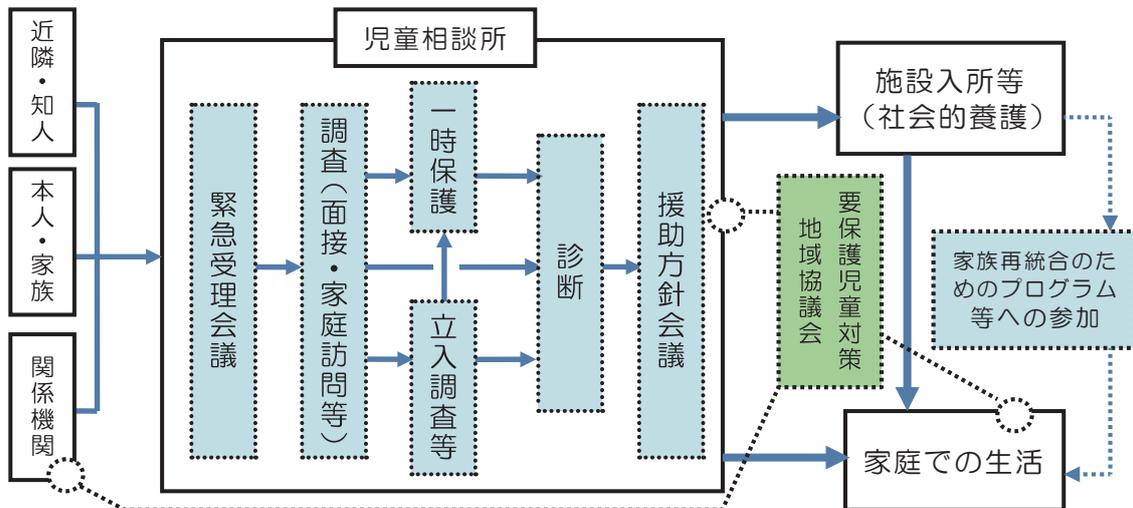
目標4 【2 児童虐待の未然防止と対応力の強化】

区市町村の子育て支援機関と児童相談所との連携を強化するとともに、児童相談所の体制の整備や児童虐待防止への理解促進に向けた普及啓発により、児童虐待の未然防止と対応力の強化を図ります。

区市町村との役割分担及び連携の推進



児童相談所における虐待相談対応の流れ



目標4 【3 社会的養護体制の充実】

虐待など様々な理由から親と暮らすことのできない子供たちが、それぞれの状況や課題に応じた養育・ケアを受け、健やかに育ち自立できるよう、社会的養護の充実・強化に取り組みます。

社会的養護の課題

- 被虐待児童や個別的ケアが必要な子供が増加しており、適切な養育を受けられなかったことにより生じる様々な課題を解決するためには、一人ひとりの子供にきめ細かな支援が行えるよう、家庭的養護を推進するとともに、施設の専門機能や自立支援機能など、社会的養護施策の充実・強化を図ることが必要です。

具体的な取組

家庭的養護の推進

子供が、家庭的な雰囲気の中で地域と交流をもちながら生活できるよう、養育家庭等やファミリーホーム、グループホームなど、家庭的養護を一層推進していきます。

- ・養育家庭等支援の強化
- ・法人型ファミリーホーム設置促進
- ・サテライト型児童養護施設

施設等の機能強化

虐待等による問題を抱える子供への支援を充実するため、専門的な知識や技術を有する者を施設に配置し、きめ細かなケアや養育を行います。

- ・専門機能強化型児童養護施設
- ・乳児院の家庭養育推進事業
- ・連携型専門ケア機能児童養護施設

継続した自立支援

社会的養護の下で育つ子供が、自らの意志で希望する未来を切り開いていけるように、入所中から退所後まで、自立に向けて一貫して支援していきます。

- ・自立支援強化事業（自立支援コーディネーターの配置）
- ・ジョブ・トレーニング事業

目標4 【4 ひとり親家庭の自立支援の推進】

ひとり親家庭が地域で自立した生活ができるよう、安定した就業と子供の健全な育成に繋げるため、相談支援の質の向上や就業支援の充実、子供の学習支援の推進などに取り組みます。

自立支援の3つの理念

ひとり親家庭の自立を支援し、生活の安定と向上を図る

ひとり親家庭の子供の健やかな育ちを支援

ひとり親家庭の親子が地域で安心して生活できる条件の整備

自立に向けての取組

相談体制の整備

○ひとり親家庭が抱える課題に早期に対応し、関係機関が連携して適切に支援

- ・ 利用しやすい相談体制の整備
- ・ 相談支援の質の向上
- ・ 関係機関の連携・強化
- ・ 養育費相談・面会交流支援の実施
- ・ 必要な家庭に届けるための普及啓発

就業支援

○ひとり親家庭のより安定した就業と収入確保のための支援

- ・ 正規雇用での就業や転職など状況に応じた支援
- ・ 安定就業の可能性を広げる資格取得や高卒程度認定のための支援等の実施
- ・ 地域の就業支援体制の強化
- ・ 在宅就業の機会の確保

子育て支援・生活の場の整備

○ひとり親家庭が子供を健全に育成できるよう、多様な支援策を展開

- ・ 保育、学童クラブ、子育て支援など様々なサービスによる支援
- ・ 都営住宅優先入居による住宅確保支援
- ・ 学習支援
- ・ 母子生活支援施設における支援

経済的支援

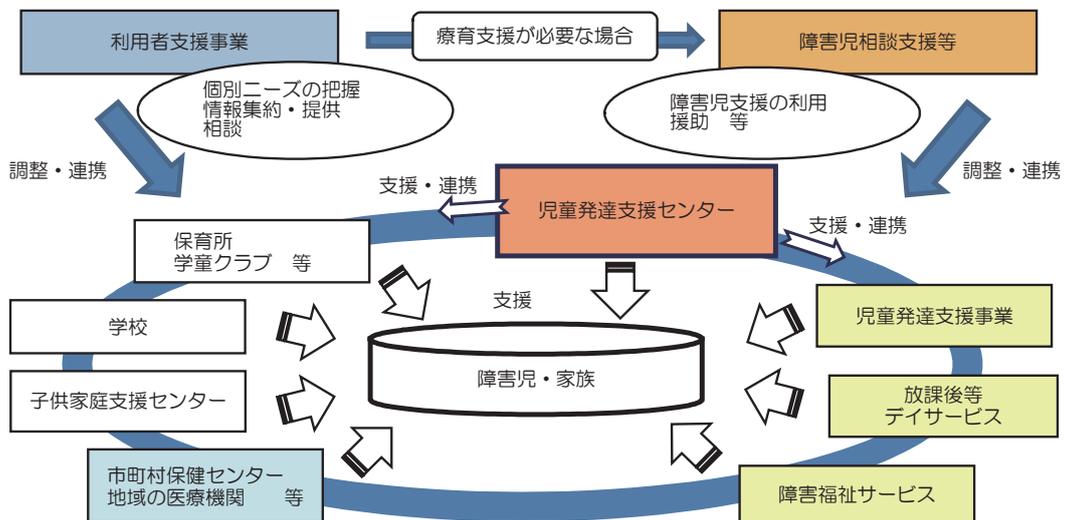
○ひとり親家庭の自立と子供の将来に向け、経済的に支援

- ・ 児童扶養手当、児童育成手当の支給
- ・ 母子及び父子福祉資金の貸付
- ・ 進学のための塾費用や受験費用の貸付
- ・ ひとり親家庭等への医療費の助成

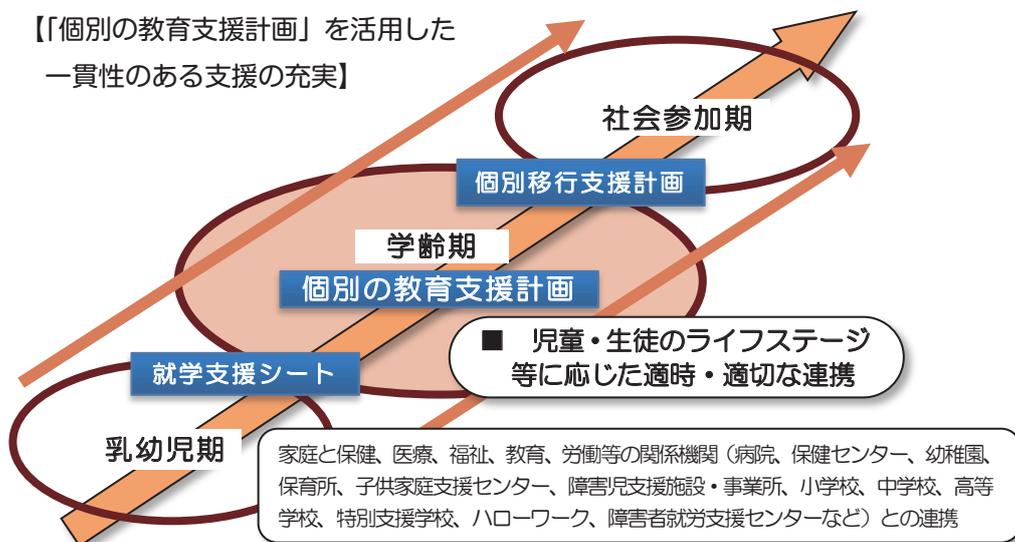
目標4 【5 障害児施策の充実】

- 障害児及びその保護者が住み慣れた地域で安心して生活できるようにするため、様々な子供・子育て支援施策において障害児の受け入れを進めるとともに、子供の成長段階や、障害特性等に応じた支援をしていきます。
- 社会的自立を図ることのできる力や、地域の一員として生きていく力を培えるよう、一人ひとりのニーズに応じた特別支援教育を推進します。

- 障害の有無にかかわらず、地域で共に生活する「共生社会」を進める観点から、保育・教育等と連携を図り、乳幼児期から学校卒業まで一貫した支援が提供される体制構築に取り組みます。また、学校においては、「個別の教育支援計画」を作成し、一人ひとりの教育的ニーズに応じた教育を推進します。



【「個別の教育支援計画」を活用した
一貫性のある支援の充実】



目標4 【6 慢性的な疾病を抱える児童等の自立支援】

慢性的な疾病にかかっていることにより、長期にわたり療養を必要とする児童等の健全育成及び自立促進を図ります。

- 慢性疾患を抱える子供とその家族への公的支援策として、昭和49年度に医療費の自己負担部分を補助する小児慢性特定疾患治療研究事業を開始
- 平成17年度に児童福祉法に根拠を持つ事業として法制化
- 小児慢性特定疾病対策の充実を図るため、平成26年5月、公平かつ安定的な医療費助成の制度の確立及び小児慢性特定疾病児童等の自立を支援するための事業を児童福祉法に位置付け

小児慢性特定疾病児童等自立支援事業

慢性的な疾病にかかっているため、学校生活での教育や社会性の涵養に遅れが見られ、自立を阻害されている児童等について、地域による支援の充実により自立促進を図ります。

実施事業

- 相談支援事業
療育相談支援、ピアカウンセリング等
- 小児慢性特定疾病児童等自立支援員による支援
関係機関との連絡調整
各種支援策の利用計画の作成・フォローアップ
患者個人に対し、地域における各種支援策の活用の提案等
- その他の事業

地域関係機関とのネットワーク

地域関係機関と連携を図るとともに、情報を共有し事業を実施

- 地域の現状と課題の把握
- 地域資源の把握
- 課題の明確化
- 支援内容の検討

目標5 次代を担う子供たちを健やかに育む基盤の整備

働きながら子育てをしていくためには、生活と仕事の調和（ライフ・ワーク・バランス）の実現に向けた取組が不可欠です。そのため、男女を問わず、育児休業等を取得しやすい職場環境づくりや、働き方の見直しに向けた普及啓発等、仕事と子育てを両立できる雇用環境の整備が必要です。

また、子育て世帯が安心して暮らせる住環境の確保や、交通事故、家庭内等での不慮の事故等を防ぐための取組も必要です。

【1 家庭生活と仕事との両立の実現】

- ライフ・ワーク・バランスを推進する中小企業及びその従業員を支援するとともに、結婚や出産等で離職した女性の再就職を支援します。
- 企業やNPO団体など、また性別や年齢にかかわらず、多様な対象に向けて、ライフ・ワーク・バランスの意識啓発を推進します。企業経営者等に対しては、セミナーや普及啓発資料の発行により意識改革を促します。また、男性に向けた家事・育児や介護と仕事の両立に関する啓発、将来、社会の担い手となる若者や、出産前の夫婦に向けたライフ・ワーク・バランスの意義や重要性を認識してもらうための啓発を行います。

【2 子供を犯罪等の被害から守るための活動の推進】

- インターネット等の適正な利用や薬物乱用防止など、子供が犯罪等に巻き込まれないよう啓発を行っていくとともに、子供を見守るボランティアリーダーの育成など、地域で子供を見守る取組を促進します。

【3 子供の安全を確保するための取組の推進】

- 子供たちが交通ルールを守り、子供自身が危険を予測し回避することができるよう、参加・体験型の交通安全教育などを実施します。
- 家庭内における子供の事故防止に関する啓発を行うとともに、子供の安全に配慮した商品の普及を図ります。
- 災害時において乳幼児の健康と安全を確保するため、調製粉乳と哺乳瓶の備蓄を行います。また、利便性が高く災害時の活用にも有効な乳児用液体ミルクについて、国内での製造や販売に向けた法令上の規定整備を国へ働きかけます。

【4 良質な住宅と居住環境の確保】

- 子育て世帯に配慮した住宅供給の誘導、公的住宅の建て替えによる子育て支援施設等の整備、及び公的住宅における子育て世帯に対する入居機会の拡大などを推進します。また、子供は化学物質の影響を受けやすく、将来にわたる健康影響も懸念されるため、建材に由来する化学物質の低減化等のシックハウス対策の啓発を行い、安全な室内環境の確保を推進します。

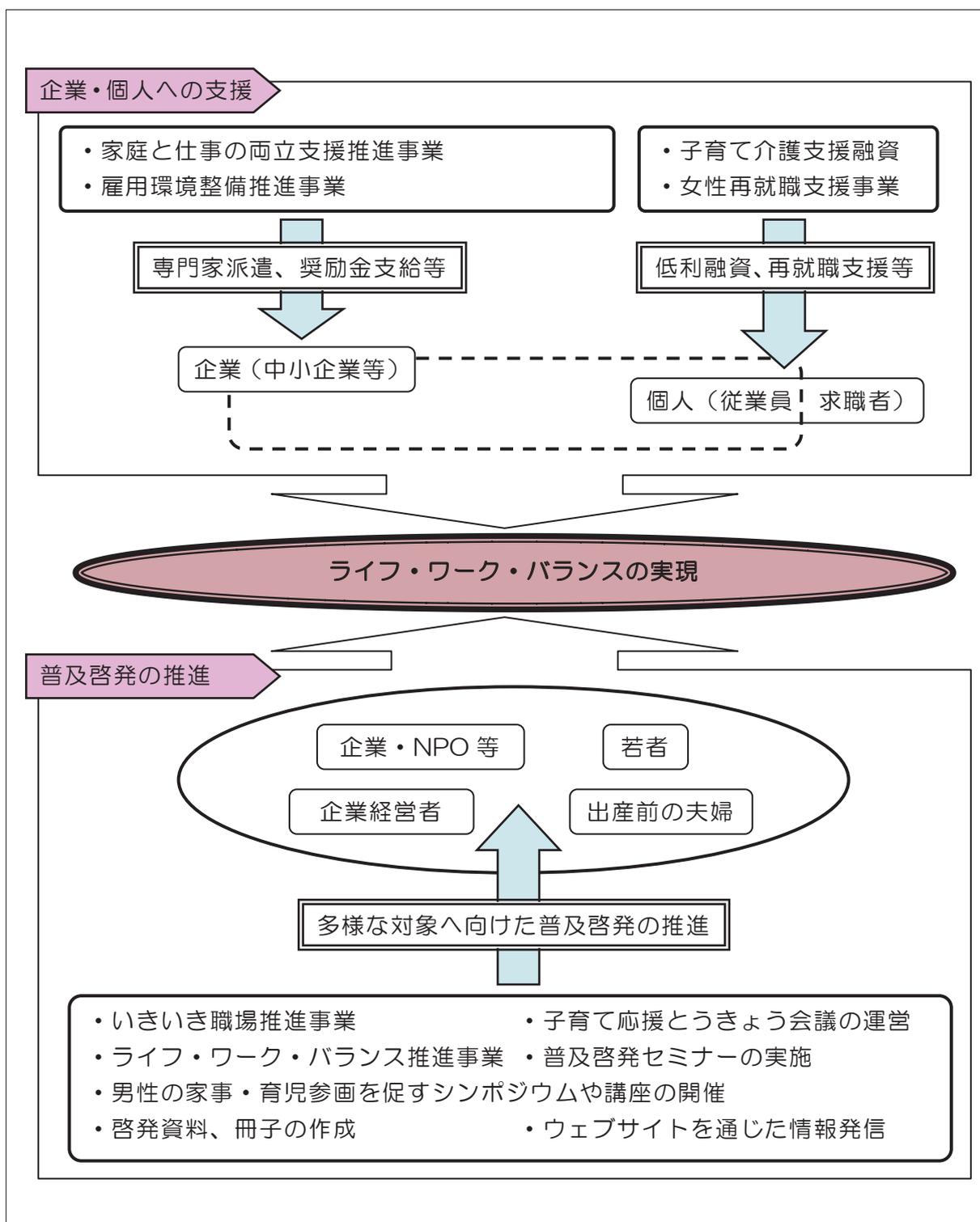
【5 安心して外出できる環境の整備】

- 誰もが安心して外出できるよう、ユニバーサルデザインの視点に立った福祉のまちづくりを推進するとともに、マタニティマークの普及など、ハード・ソフトの両面から一体的にバリアフリー化を進めていきます。



目標5 【1 家庭生活と仕事との両立の実現】

男女ともに仕事だけでなく子育て等を含めた家庭生活全般を充実して送ることができるよう、ライフ・ワーク・バランスの実現に向け、中小企業等への支援や、多様な対象へ向けた普及啓発を進めていきます。



目標5 【2 子供を犯罪等の被害から守るための活動の推進】

通学路等における安全対策の強化、インターネットの適正利用の推進、薬物乱用防止対策など、子供を犯罪等の被害から守るために、総合的な取組を推進します。

子供を犯罪被害から守るための取組を推進

東京都・区市町村・警視庁・関係団体等が連携して、子供を犯罪被害から守るための取組を進めていきます。

子供が危険を予測し、回避する能力を高めるための教育を充実

- ・ 未就学児の危険予測・回避能力を高める「親子で地域の安全点検事業」を推進
- ・ 防犯教室、セーフティ教室の充実 など

通学路等における安全対策を強化

公立小学校の通学路に区市町村が設置する防犯カメラの設置経費を補助し通学路の安全安心を確保

地域で活動する防犯団体等を支援

地域で子供見守り等の防犯ボランティア活動に取り組みリーダーを養成し地域の取組を促進

インターネットの適正利用を推進

- スマートフォンやインターネットにおけるルール・マナーの順守を推進するため、都がルールづくりに関するモデルの提示や講師派遣などを行い、家庭のルールづくりや生徒の自主ルールづくりを支援します。
- ネット・ケータイヘルプデスク（こたエール）の運営により、ネット・ケータイのトラブルや悩みの解決を支援します。



薬物乱用防止対策の推進

- 青少年による薬物乱用を防止するため、薬物乱用防止教室の実施や啓発パンフレット、リーフレット等の作成を行っていきます。
- インターネット上で販売されている危険ドラッグを入手し分析して、違反成分を検出した場合には、製品の販売中止等指導取締りを行うとともに報道発表も行い、都民へ危険性の周知を図っていきます。



医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の改正により、平成26年4月から、指定薬物の「使用・所持」が処罰対象となりました。

目標5 【3 子供の安全を確保するための取組の推進】

参加・体験型の交通安全教育の推進、事故防止に関する情報の発信、子供の安全に配慮した商品の普及など、子供の安全を確保するための取組を推進していきます。

交通事故防止等の取組

交通安全教育の推進

小学校・中学校・高校等において発達段階に応じた段階的かつ体系的な参加・体験型の交通安全教育（自転車の安全利用を含む）を実施、チャイルドシート講習会の実施 など

ハードの整備

子供の利用機会が多い交差点の信号機を対象とした信号制御機の更新や青時間延長機能の付加など

子育て世代への情報発信・普及啓発

- 乳幼児の転落・転倒、やけど、誤飲に関する事故防止ガイド等を作成し、子供の事故防止に関する知識を情報発信します。
- 子育て世代が多く集まる各種イベント等で家の中の危険や子供服の安全性など子供の事故防止に関する模型・パネル等の展示を活用して、より多くの保護者や子供に体験型の啓発を行っていきます。



安全な商品の普及

- 事業者等と連携して、子供の安全に配慮した商品見本市を開催し、子供の事故防止の視点で開発された安全・安心なデザインの商品をPRしていきます。
- 事業者による安全な商品の開発・製造、販売・流通拡大を促進するとともに、消費者が、安全な商品を主体的に選択・購入できる環境作りをしていきます。

目標5 【4 良質な住宅と居住環境の確保】

子供の健やかな育ちのために、親子が安心して生活できる良質な居住環境の整備を進めます。

子育て世帯に配慮した住宅の供給促進

- 子育て世帯に適した住まいの広さや安全性等を備え、子育て支援サービスとの連携や、地域・多世代交流等にも配慮した優良な住宅を認定する「東京都子育て支援住宅認定制度」の普及促進を図るとともに、認定住宅の整備を支援する。

安全で安心して子育てができる居住環境の整備

- 都営住宅の建設に伴い、必要となる道路・公園等の公共施設や保育所・児童館等の公益的施設を、「地域開発要綱」に基づき整備する。
- 老朽化した分譲マンションについて、居住環境の改善のみならず、地域の活性化にも寄与するよう、建て替え等による再生を支援する。

ファミリー世帯のニーズへの対応

- 都営住宅や東京都住宅供給公社の入居者募集において、子育て世帯の入居の機会を拡大する。

都営住宅における入居機会の拡大

- ・ 一般募集とは別枠で行う「都営住宅若年夫婦・子育て世帯向け募集」等
- ・ 優遇抽選制度やポイント方式による多子世帯向け募集の実施

東京都住宅供給公社における入居機会の拡大

- ・ 子育て世帯を対象に、新築住宅における倍率優遇や空き家への優先入居の実施
- ・ 優先入居等により子育て世帯が親族の近くに住む近居を支援

安全な室内環境の確保

- 化学物質による子供の健康への影響を予防するため、建材に由来する化学物質の低減化等のシックハウス対策の啓発を行い、安全な室内環境の確保を推進する。

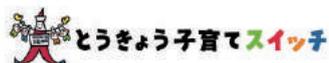
目標5 【5 安心して外出できる環境の整備】

誰もが安心して外出できるよう、地域・企業等関係機関と連携し、ユニバーサルデザインの視点に立った福祉のまちづくりを推進するとともに、ハード・ソフトの両面から一体的にバリアフリー化を進めていきます。

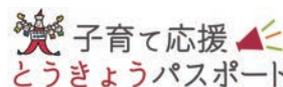
子育てを応援する気運の醸成

子育て応援とうきょう会議を通じて、社会全体で子育てを応援する気運を醸成する。

HP「とうきょう子育てスイッチ」により、子育て当事者・支援者に役立つ情報を発信する。



子育て応援とうきょうパスポート事業により、企業等が協賛店となり子育てを応援するサービスを提供する。



都の出えん及び都民や企業の寄付による基金を活用し、結婚、子育て、学び、就労までのライフステージに応じた取組を行う事業者を支援する。

外出環境の整備

赤ちゃん・ふらっと

授乳やおむつ替えなどができる「赤ちゃん・ふらっと」を商業施設等に設置する。



こころとからだを育てる活動体験の活動広場拠点づくり

都立公園に野外体験や里山体験ができる広場を整備する。

バリアフリー化の取組

交通機関や公共空間のバリアフリー化を推進

- ・ ノンステップバスの導入
- ・ 駅施設のバリアフリー化
- ・ 道路のバリアフリー化
- ・ 歩道の整備・改善

情報バリアフリーや思いやりの心の醸成などソフト面の取組を推進

- ・ ユニバーサルデザインに関する情報を一元化したポータルサイト構築
- ・ 心のバリアフリーに向けた普及啓発

子供・子育て支援を担う人材の確保・資質の向上

都は、広域自治体として、都内全域の子供・子育て支援の質の向上に向け、人材の確保・資質の向上を図る区市町村や事業者を支援していきます。

平成30年1月には、東京都福祉人材情報バンクシステム「ふくむすび（webサイト）」を立ち上げました。今後は、福祉分野に多様な人材を確保するため、福祉職場に関心のある方にシステムへの登録を促し、福祉事業者の職員募集や職場環境等に関する情報、都・区市町村の資格取得等に関する支援策や研修・イベント等の情報を発信していきます。

1 母子保健

- 区市町村において、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制を整備できるよう、都は、区市町村における専門職の配置を支援するとともに、研修等により、これを支える人材の育成を支援します。
- また、実際の取組の参考となるよう、区市町村担当者の連絡会を開催するなどし、各区市町村の取組の状況に関する情報提供なども行います。

2 子育て支援

- 都は、子供家庭支援センターがその役割を十全に果せるよう、センター職員に対して虐待の未然防止を含めた虐待対応力の向上に加え、要支援家庭への支援方法や精神保健分野の理解を深める講義、地域の関係機関の理解と協力の促進に向けた取組の紹介、ケースワークに関する関係機関合同の演習等、実践的なスキルが身に付く研修を実施します。
- 相談支援や虐待対応を行うワーカーや虐待対策コーディネーター、心理専門支援員等の専門職の配置を支援するとともに、児童福祉司任用資格の取得や、児童相談業務に係る資質の向上や専門性の確保を図るため、引き続き、講習会を開催します。
- 子育てひろばにおいて、地域で保護者に寄り添う支援を行うほか、地域支援や利用者支援の役割も適切に果たせるよう、地域の社会資源に精通し、利用者ニーズを踏まえて適切なサービスにつなげることができる人材を育成するため、各自治体で実施する研修に加え、都独自に実践的な子育て支援員研修を実施します。
- 預かり型のサービスや訪問型の相談支援など、各区市町村において、より質の高い子育てサービスが提供できるよう、研修や先進的な独自の取組を行う区市町村の事例の紹介などにより、これを担う従事者の育成を図ります。

- ファミリー・サポート・センター事業において子育てを援助する提供会員に子育てに関する研修の受講を義務付けるとともに、報酬を引き上げることで、提供会員の質と量を確保する取組「とうきょうチルミル」を開始します。
- 利用者支援事業について、都は、区市町村が、地域の社会資源に関する情報の収集や提供、相談・助言、関係機関調整等により、子育て家庭が多様なサービスの中から、適切な施設や事業等を選択し、利用できる仕組みを構築できるよう、研修等により支援していきます。
- 子育て支援員については、地域において保育や子育て支援等の仕事に関心を持ち、各事業等に従事することを希望する方に対し、「子育て支援員」として認定するための研修を実施し、サービスの担い手となる人材を確保するとともに質の向上を図ります。
- 地域における様々な子育て支援サービスのレベルアップを図るため、各事業の従事者を対象にグループワーク型の研修や連絡会を区市町村の枠を超えて実施し、情報共有や意見交換、ネットワーク形成を支援します。

3 幼児教育

(1) 人材の確保

- 引き続き幼稚園教諭免許の特例制度^{※1}について周知を図るなど、保育士資格を有する人材の幼稚園教諭免許状の取得を促します。

(2) 資質の向上

- 幼児期の教育は、義務教育とその後の教育の基礎を培う極めて重要なものです。このため、幼児が幼稚園、保育所及び認定こども園において質の高い幼児教育を受けることができるよう、今後も、国との連携事業である幼稚園教育理解推進事業など、公私立などの設置主体や施設種別の違いにかかわらず、教員と保育士が一堂に会して学ぶ機会を多様に設ける取組を推進していきます。
- 専門的・広域的な観点から、教員や保育士等を対象とした就学前教育と小学校教育との円滑な接続に向けた講座・説明会の開催等、区市町村や教育・保育施設の設置者等と連携を図りながら取り組むことにより、地域における幼児教育・保育の担い手である人材の資質の向上を推進していきます。

※1 幼稚園教諭免許特例制度：保育士の資格を有し、保育士として一定の勤務経験がある場合、幼稚園教諭免許状を取得しやすくする制度

4 保育

(1) 人材の確保

① 保育士

- 必要な保育士を確保するため、指定保育士養成施設の修学資金の貸付や、現任保育従事者の保育士資格取得支援など、保育士の養成にかかわる取組を行うとともに、就職支援から就職後の定着支援まで行う保育人材コーディネーターの配置や、保育士就職相談会の実施、保育従事者向けの宿舍借り上げ支援など、保育士の確保・定着に取り組めます。
- また、職責に応じた処遇を実現するキャリアパスの導入が進むよう、キャリアパスの仕組みづくりに取り組む事業者を支援し、保育士の確保・定着を促進します。
- あわせて、保育士等キャリアアップ研修支援事業により、技能・経験を積んだ職員に対する国の新たな処遇改善加算の要件となっている専門分野別研修等を実施する指定研修実施機関を支援します。
- 保育の仕事に興味を持つ高校生を対象に保育施設での職場体験を行い、保育士の仕事への理解・興味を深めます。

② その他の保育従事者

- 区市町村によっては十分な体制が整わない場合もあるため、都は、当分の間、家庭的保育者研修を引き続き実施するほか、平成27年度から制度化された子育て支援員研修を実施していきます。
- 居宅訪問型保育を担う人材を確保するため、ベビーシッター団体と連携してベビーシッターの養成研修を実施します。
- 保育現場における人材不足の解消に向けて、高齢者や主婦等の積極的雇用を行うため、都の子育て支援員研修受講者等に対して、東京都福祉人材情報バンクシステム「ふくむすび」への登録を促進していきます。

(2) 資質の向上

- 事業者や区市町村による研修実施を支援するとともに、受講促進に向けた環境を整備します。
- また、認証保育所を対象とした施設長研修や中堅保育士研修、研修の機会が比較的少ない認可外保育施設の保育従事者を対象とした保育全般に関する研修を実施します。

- 障害児やアレルギー児への対応、保護者対応といった新たな課題などに対応するための研修を実施していきます。
- 特に、アレルギー疾患については、正しい知識を持って適切な日常生活管理が行えるよう研修を実施し、緊急時に適切に対応できる人材を育成するとともに、事故予防を支援します。
- あわせて、研修受講の機会を広げるため、都による研修の実施とともに、区市町村による研修実施や、研修受講促進の取組を、引き続き支援していきます。
- 保育の質の維持・向上には、保育従事者の定着が不可欠です。保育従事者にとって働きやすい職場環境が確保されるよう、事業主を対象とした研修を引き続き実施していきます。

5 認定こども園

- 都は、「幼稚園教諭免許や保育士資格の取得特例制度」^{※2}を活用した資格取得を支援する区市町村に対し、その費用の一部を補助する取組などにより、新たな幼保連携型認定こども園における保育教諭の確保等を図っていきます。
- また、質の高い幼児教育・保育を提供するため、幼稚園教諭と保育士が共に学ぶ講座や研修等の機会を提供する取組を、区市町村や教育・保育施設の設置者等と連携を図りながら推進します。

※2 「幼稚園教諭免許や保育士資格の取得特例制度」：新たな幼保連携型認定こども園制度への円滑な移行・促進のため、幼稚園教諭免許状を有する者が保育士資格を取得し、又は保育士資格を有する者が幼稚園教諭免許状を取得するための特例制度。一定の幼児教育又は保育の経験がある場合に、通常必要とされる単位数よりも少ない単位数の修得で幼稚園教諭免許状又は保育士資格の取得ができる。（文部科学省及び厚生労働省が平成26年度から実施）

6 放課後の居場所

- 学童クラブに放課後児童支援員を適切に配置できるよう、国で定めるカリキュラムに基づき、認定資格研修を確実に実施しています。現在、学童クラブに従事している者が引き続き学童クラブで支援員として従事するためには、平成31年度までに当該研修を修了する必要があるため、計画的に研修を実施しています。また、子育て支援員研修においても、放課後児童支援員の補助者を養成します。
- 放課後子供教室においては、地域のボランティアなど、教室を運営する担い手の育成が課題となっているため、研修等を実施し、資質の向上を図ります。

- 「放課後子ども総合プラン」の実施に向け、福祉部門と教育部門の一層の連携を図るため、推進委員会を設置し、放課後対策の総合的な在り方等の協議を行うとともに、両事業の従事者が共に参加できる研修を毎年度確実に実施するなど、一層の相互理解と資質向上を目指します。

7 児童相談所

- 児童虐待の対応力の更なる向上に向け、児童福祉司や児童心理司を増員するなど、児童相談所の一層の体制強化を図ります。
- 人材育成等を担う児童福祉及び児童心理の専門課長によるスーパーバイズその他、児童福祉司や児童心理司OBを活用した個別指導や実践的な研修など研修プログラムの充実等により、複雑困難な事例に対応できる職員の育成に取り組みます。

8 社会的養護

- 法人・施設が、職員の育成方針を定め、体系的な人材育成を行うことができるよう、人材育成に関する総合的な計画の策定・取組を支援します。また、職員が知識・技術を計画的に習得できるよう、新任職員、中堅職員、施設長等、経験や職責に応じた課題別研修などが実施できるよう支援します。
- また、施設職員の人材確保を図るため、受け入れた実習生に対して個別的で丁寧な指導が出来るよう施設に担当職員等を配置したり、実習を受けた学生等を非常勤職員として雇い上げる等の対応が行えるよう支援します。
- 養育家庭等の研修体系については、必修研修に加え、養育上の様々な課題に対応する知識・技術を得られる実践的な研修を実施し、養育力の向上と安定した委託の推進を図ります。

9 ひとり親家庭支援

- 都は、広域的な立場から、母子・父子自立支援員や地域の関係機関等への研修を実施し、地域における相談対応力の向上を図ります。

10 障害児支援

(1) 子育て支援策における障害児支援の対応力の向上

- 保育所や学童クラブ等、子育て支援に従事する職員が、一人ひとりの障害の種類、程度に応じた支援ができるよう、資質向上に取り組む区市町村を支援します。

(2) 障害児の支援を担う人材の養成・確保

- 障害児相談支援について、区市町村において、関係機関の連携の下で、ライフステージに応じた支援を進める体制を確保できるよう、都は、相談支援専門員の養成を着実に進めます。

- 発達障害児（者）のライフステージに応じた支援体制を充実するため、これまで区市町村が取り組んできた事例等を普及していくとともに、発達障害児（者）支援に携わる区市町村や相談支援事業所等の職員、医療機関従事者などを対象とした研修等を実施し、専門的人材の育成を行ってまいります。
また、同じ発達障害のある子供を持つ親が相談相手となって悩みを共感したり、自分の子育て経験を通して子供の関わり方などを助言するペアレントメンターを養成し、悩みや不安を抱える家族への適切な支援に結びつけることで、家族支援体制の整備を図ります。

- 重症心身障害児（者）施設等で働く看護師については、経験に応じた専門研修を実施してレベルアップを図るとともに、認定看護師資格取得の機会の提供を行い、育成と定着を促進してまいります。また、重症心身障害看護の特徴や魅力を発信し、都内の療育センターの人材確保に資するために、看護大学や看護専門学校において説明会を実施します。
在宅の重症心身障害児（者）の健康を支える上で重要な役割を果たす訪問看護ステーションの看護師について、在宅での呼吸管理や栄養管理等に関する研修及び訪問実習を行います。
地域で医療的ケア児の支援に関わる関係機関の職員に対しては、医療的ケア児についての基本的な理解を促す研修を行います。また、医療的ケア児の訪問看護に対応する訪問看護ステーションの拡大を図るため、訪問看護ステーションに対して同行訪問等の研修や運営相談を行うモデル事業を実施します。

- 特別支援教育がすべての学校において実施されるよう全都的な視点に立って人材の育成と確保を進めてまいります。障害のある幼児・児童・生徒一人ひとりのニーズに応じて適切な指導と必要な支援を行うことができるよう、すべての校種の教員を対象とした研修を実施し、専門性の向上を図ってまいります。

目標を掲げている取組 一覧表

番号	項目	平成25年度実績	平成31年度目標(当初)	平成28年度末までの実績	平成31年度目標 (平成29年度末時点)	担当局
—	妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援体制の構築 (妊娠届の受理、各種訪問事業等、出産・子育て応援事業など)	—	62区市町村で、地域の実情に応じ、妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援体制を構築	乳幼児全戸訪問事業 55区市町村 養育支援訪問事業 53区市町 出産・子育て応援事業 32区市町村	引き続き当初目標の達成に向け取組を継続	福祉保健局
24	周産期医療システムの整備	294床	31年度 NICU 320床確保	329床(うち周産期母子医療センター及び周産期連携病院のNICU 321床)	平成35年度末 NICU340床確保	福祉保健局
51	地域子育て支援拠点事業(子育てひろば事業)の充実	808か所	地域支援又は利用者支援事業を行う子育てひろばを62区市町村で実施	33区市	引き続き当初目標の達成に向け取組を継続	福祉保健局
56	利用者支援事業	4区市	62区市町村	42区市	引き続き当初目標の達成に向け取組を継続	福祉保健局
—	多様なニーズに対応した保育や預かり等のサービスの実施 (一時預かり事業、ファミリー・サポート・センター事業、子育て短期支援事業(ショートステイ、トワイライトステイ)、延長保育事業、休日保育、夜間保育など)	—	62区市町村で、地域の実情に応じた実施体制の整備	一時預かり事業 54区市町村 ファミリー・サポート・センター事業 50区市町 子育て短期支援事業 ショートステイ 50区市町 トワイライトステイ 21区市 延長保育事業 51区市町 休日保育事業 26区市 夜間保育事業 14区市	引き続き当初目標の達成に向け取組を継続	福祉保健局
71	保育サービスの拡充	(H26.4.1現在) 保育サービス利用児童数 234,911人	平成30年4月時点 保育サービス利用児童数 40,000人増 (平成26年度を含む)	保育サービス利用児童数 H28.4.1現在 261,705人 (26,794人増) H29.4.1現在 277,708人 (42,797人増)	平成32年4月時点 保育サービス利用児童数 60,000人増 (平成29年4月比)	福祉保健局
97	病児保育事業の充実	119か所 49区市(23区26市)	160か所	134か所	引き続き当初目標の達成に向け取組を継続	福祉保健局
111	地域スポーツクラブの設立・育成支援事業	47区市町村 116クラブ (21区:54クラブ、21市:57クラブ、2町:2クラブ、3村:3クラブ)	32年度 全区市町村で設置	54区市町村 132クラブ	引き続き当初目標の達成に向け取組を継続	オリンピック・パラリンピック準備局
—	子育て世代向けのスポーツ教室等を実施する地域スポーツクラブの拡大	平成26年度事業予定 20地区、20クラブ、20事業	32年度 全クラブで実施	20地区、29クラブで 29事業	平成28年度で事業終了	オリンピック・パラリンピック準備局
113	総合的な子供の基礎体力向上の方策の推進	全国体力・運動能力、運動習慣等調査 都道府県順位 【小学生】男子18位 女子25位 【中学生】男子47位 女子44位	平成31年度に 昭和50年代の水準まで 向上	全国体力・運動能力、運動習慣等調査 都道府県順位 【小学生】男子18位 女子18位 【中学生】男子43位 女子41位	平成32年度 体力合計点の東京都平均値を、小学生は都道府県別の上位、中学生・高校生は全国平均値程度まで向上させる。	教育庁

番号	項目	平成25年度実績	平成31年度目標(当初)	平成28年度末までの実績	平成31年度目標(平成29年度末時点)	担当局
163 164 165	学童クラブ事業	登録児童数 89,327人 (H26.5.1現在) H22.5.1現在との比較 5,232人増	平成31年度(平成32 年5月) 登録児童数 12,000人増	登録児童数 H29.5.1現在 100,869人	平成31年度(平成32 年5月) 登録児童数 19,000人増	福祉保健局
167	放課後子供教室	52区市町 1,101教室	全小学校区に設置	55区市町村 1,145小学校区 (全1,286小学校区)	引き続き当初目標の 達成に向け取組を継続	教育庁
185 158	ひとり親家庭の子供の 学習支援の推進 (ひとり親家庭生活向 上事業のうち子供の生 活・学習支援事業又は 生活困窮者自立支援法 に基づく学習支援事業 の実施)	—	62区市町村	39区市	引き続き当初目標の 達成に向け取組を継続	福祉保健局
192	専門機能強化型児童養 護施設	民間児童養護施設40 か所	29年度までに全民間 児童養護施設(53か所)	45か所	32年度までに全民間 児童養護施設(54か所)	福祉保健局
201	母子・父子自立支援プ ログラム策定等事業	17区19市	62区市町村	53区市町村	引き続き当初目標の 達成に向け取組を継続	福祉保健局
202	高等学校卒業程度認定 試験合格支援事業	—	62区市町村	24区市町村	引き続き当初目標の 達成に向け取組を継続	福祉保健局
214	家庭的養護(養育家庭等、 ファミリーホーム、グ ループホーム)の推進	・1,197人(養育家庭 等407人、グループ ホーム131ホーム 790人) 家庭的養護 31.2% ・ファミリーホーム 14か所(うち法人 型2か所)	・平成41年度におい て、社会的養護に占 める家庭的養護の割 合が概ね6割となる よう、養育家庭等・ ファミリーホーム・ グループホームを推 進していく。 ・29年度までにファ ミリーホームを21 か所(うち法人型8 か所)設置する。	家庭的養護割合 33.8% ファミリーホーム設置数 18か所	・平成41年度におい て、社会的養護に占 める家庭的養護の割 合が概ね6割となる よう、養育家庭等・ ファミリーホーム・ グループホームを推 進していく。 ・31年度までにファ ミリーホームを42 か所(うち法人型 17か所)設置する。	福祉保健局
217	サテライト型児童養護 施設の設置	—	29年度までに3か所	2か所	31年度までに3か所	福祉保健局
233	短期入所事業の充実	定員数838人(障害者 分を含む)	29年度までに220人 分の短期入所整備(障 害者分を含む)	定員数963人(87人分 整備)	32年度までに180人 分の短期入所整備(障 害者を含めた総数)	福祉保健局
236	児童発達支援センター の設置促進	—	29年度までに10か所増	全32か所(2か所増) 22区市町村	32年度までに各区市 町村に少なくとも1か 所以上設置	福祉保健局
237	保育所等訪問支援を利用 できる体制の構築	—	—	17区市町村	32年度までに全ての 区市町村において利用 できる体制を構築	福祉保健局
238	主に重症心身障害児を 支援する児童発達支援 事業所の設置促進	—	—	23区市町村	32年度までに各区市 町村に少なくとも1か 所以上確保	福祉保健局
239	主に重症心身障害児を 支援する放課後等デイ サービスの設置促進	—	—	21区市町村	32年度までに各区市 町村に少なくとも1か 所以上確保	福祉保健局
310	子育て世帯に配慮した 住宅の供給促進	—	27~29年度 認定戸数 1,200戸	281戸	27~37年度 認定戸数 10,000戸	都市整備局
316	緑の拠点となる公園の 整備	新規開園面積 13.7ha (平成25年度)	平成36年度までに新た に170ha開園	14.5ha	引き続き当初目標の 達成に向け取組を継続	建設局
317	こころとからだを育てる 活動体験(野外体験・ 里山体験)の活動広場 拠点づくり	—	28年度 モデル公園の 基本設計 36年度 8か所	事業計画を検討	引き続き当初目標の 達成に向け取組を継続	建設局

